

# 令和5年度退職手当説明資料

鹿児島県市町村総合事務組合



# 目次

1. 鹿児島県市町村総合事務組合同規約（抜粋）	1
2. 一般職の職員の退職手当に関する条例の解釈	2
○一般の退職手当の計算式	2
○退職手当の基本額	2
・退職日給料月額	3
・退職理由別・勤続期間別支給率	3
○退職手当の基本額のピーク時特例	8
○早期退職者に係る退職手当の基本額の特例	9
○退職手当の調整額	14
○勤続期間の計算	16
・在職期間から除算される期間	17
・通算について	18
○フルタイム会計年度任用職員等への退職手当条例の適用	19
○特別の退職手当	22
・予告を受けない退職者の退職手当	22
・失業者の退職手当	22
○退職手当の不支給及び支給制限等（遺族の範囲及び順位）	24
○経過措置等	32
○フルタイム会計年度任用職員の退職手当関係	35
○60歳到達後、給料月割7割措置された方の退職手当関係	37
3. 特別職の職員の退職手当に関する条例（抜粋）	41
4. 鹿児島県市町村総合事務組合退職手当負担金条例（抜粋）	43
5. 一般職の職員の退職手当に関する条例等施行規則（抜粋）	44
6. 鹿児島県市町村総合事務組合退職手当負担金条例第2条の 組合市町村ごとに定める割合を定める規則（抜粋）	45
7. 一般職の退職理由別・勤続年数別退職手当基本額支給率一覧表	46
8. 国家公務員退職理由別・勤続年数別退職手当基本額支給率一覧表	47

9. 一般職の退職手当基本額の月別支給率早見表……………	48
(平成30年4月1日から)	
10. 一般職の退職手当の月別旧支給率早見表……………	59
(平成16年10月1日から平成18年3月31日まで)	
11. 一般職の退職手当額の算定について(計算例)……………	70
12. 退職手当に係る税金について……………	72
13. 退職手当裁定調書について……………	76
14. 事務手引き……………	78
1-(1) 退職手当請求必要書類	
1-(2) 送金後, 送付書類	
2  その他留意事項	
3  失業者の退職手当請求必要書類	

# 1 鹿児島県市町村総合事務組合規約（抜粋）（令和5年4月1日現在）

（組合の名称）

第1条 この組合は、鹿児島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	組合市町村
1 常勤の職員の退職手当の支給に関する事務	鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町，いちき串木野市・日置市衛生処理組合，沖永良部バス企業団，指宿南九州消防組合，指宿広域市町村圏組合，曾於北部衛生処理組合，南大隅衛生管理組合，中南衛生管理組合，大島地区衛生組合，阿久根地区消防組合，伊佐湧水消防組合，沖永良部衛生管理組合，伊佐北始良環境管理組合，大隅曾於地区消防組合，大隅肝属地区消防組合，伊佐北始良火葬場管理組合，曾於地域公設地方卸売市場管理組合，沖永良部与論地区広域事務組合，北薩広域行政事務組合，徳之島地区消防組合，曾於南部厚生事務組合，熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介護保険組合，種子島地区広域事務組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，公立種子島病院組合

R5年11月 「伊佐北始良環境管理組合」から「伊佐湧水環境管理組合」へ規約改正予定

## 2 一般職の職員の退職手当に関する条例の解釈

### (目的)

第1条 この条例は、鹿児島県市町村総合事務組合同約（平成19年3月30日指令市町村第1284号許可）別表第2の第1項に掲げる事務を共同処理する市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鹿児島県市町村総合事務組合（以下「組合市町村」という。）の職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び単純労務に雇用される一般職の職員を含む。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

### 2 略

暫定再任用職員、定年前提再任用短時間勤務職員は加入することができない（改正条例（令和5年条例第3号）附則第2条）。

### (一般の退職手当の計算式)

#### (一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

退職手当 = 基本額（退職日給料月額 × 退職理由別・勤続期間別支給率） + 調整額

### (退職手当の基本額)

#### (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の8に規定する募集に基づく組合市町村長による認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

附則第68項 当分の間、11年未満の期間勤続した者であって、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地公法改正法」という。）の施行に伴う組合市町村の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の組合市町村の職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧組合市町村職員定年条例」という。）の規定によるその者に係る定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者、第3条第2項に規定する傷病又は死亡により退職した者及び第8条の8に規定する募集に基づく組合市町村長による認定を受けて退職した者を除く。）に対しては、第3条第2項の規定は適用しない。

## 1 退職日給料月額

退職手当の算定の基礎となる給料月額は退職の日の給料月額による。

- ・給料の調整額（管理監督職勤務上限年齢調整額等）は、退職日給料月額に含む。
- ・経過措置の差額は、退職日給料月額に含まない（33頁、附則第64項）。

## 2 勤続期間と退職事由による支給率

### (1) 11年未満勤続した場合に適用される事由

- ・11年未満の期間勤続して定年により退職した者（本組合は附則第51項により10年以上については第5条を適用）
- ・11年未満の期間勤続して法律及び条例の規定に基づく任期を終えて退職した者（任期付職員等）
- ・11年未満の期間勤続して勤奨又は応募認定（第1号）により退職した者

※ 「応募認定」：市町村長が行う早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する職員に適用する。



- ・11年未満の期間勤続して通勤による傷病・死亡により退職した者
- ・11年未満の期間勤続して公務外死亡により退職した者
- ・11年未満の期間勤続して旧定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく（自己都合により）退職した者（附則第68項）

(2) 勤続期間にかかわらない事由

- ・公務外傷病（厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害状態）により退職した者
- ・任期の終了により退職したフルタイム会計年度任用職員
- ・これらの理由によらず、自己都合退職した者

※ 勤続期間20年未満の自己都合退職は、第2項の適用により他の事由による退職より支給率が低くなる。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法律の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が組合市町村長の承認を得た者
- (4) 第8条の8に規定する募集に基づく組合市町村長による認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて、組合市町村長が定める退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

附則第69項 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「第5条又は附則第69項」とする。



#### 勤続期間と退職事由による支給率

- ・11年以上25年未満の期間勤続し、定年により退職した者（本組合は附則第51項の規定により第5条を適用）
- ・11年以上25年未満の期間勤続し、法律及び条例の規定に基づく任期を終えて退職した者
- ・11年以上25年未満の期間勤続し、勸奨又は応募認定（第1号）により退職した者（本組合は附則第51項の規定により勤続20年以上で50歳以上の者は第5条を適用）
- ・11年以上25年未満の期間勤続し、通勤による傷病・死亡、公務外死亡により退職した者
- ・11年以上25年未満の期間勤続し、旧定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく（自己都合により）退職した者（附則第69項）

#### （25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第8条の8に規定する募集に基づく組合市町村長による認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて、組合市町村長が定める退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が組合市町村長の承認を得た者
- (7) 25年以上勤続し、第8条の8に規定する募集に基づく組合市町村長による認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて、組合市町村長が定める退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

附則第70項 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項

の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第70項」とする。

#### 勤続期間と退職事由による支給率

##### (1) 25年以上勤続を要する事由

- ・ 25年以上勤続し、定年、勸奨又は応募認定（第1号）により退職した者
- ・ 25年以上勤続し、法律及び条例の規定に基づく任期を終えて退職した者
- ・ 25年以上勤続し、通勤による傷病・死亡、公務外死亡により退職した者
- ・ 25年以上勤続し、旧定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく（自己都合により）退職した者（附則第70項）

##### (2) 勤続期間にかかわらない事由

- ・ 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した整理退職者
- ・ 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集に応募し、認定を受けて退職した者（応募認定第2号退職）
- ・ 公務上の傷病、死亡により退職した者

#### (定年による退職)

##### ○ 地方公務員法（改正令和3年6月11日公布 令和5年4月1日施行）

第28条の2 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日までの間において、条例で定める日に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

3 前項の場合において、地方公共団体における当該職員に関しその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さないと認められるときは、当該職員の定年については、条例で別の定めをすることができる。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

4 前3項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

※ 「定年に達した日」 = 誕生日の前日

(参考)

「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備の概要について」(令和3年12月28日付け総行公154号)(抜粋)

I 定年，勤務延長関係

1 職員の定年等に関する条例(案)(昭和56年10月8日自治公一第46号。以下「定年条例案」という。)第3条(定年)について、定年を年齢65歳と改めること。(以下略)

2 略

3 附則に以下の規定(定年引上げ期間中の定年・特例定年の経過措置)を追加すること。

令和5年度から12年度までの間における定年について、国の職員の定年(新国家公務員法附則第8条第1項)を基準として、以下のとおりとすること。(新法附則第21項関係)

令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度
61歳	62歳	63歳	64歳

附則第71項 前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定による定年年齢が65歳である職員
- (2) 組合市町村の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の組合市町村の定年等に関する条例の規定による令和5年4月1日以後における定年年齢が65歳を超える年齢である職員
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として組合市町村が定める職員

旧定年年齢に達した日以後、自己都合により退職した者で、定年扱いの対象外となる職員

1号 定年が65歳を超える特例定年となる者(医師等)

2号 令和5年4月1日以後における定年年齢が65歳を超える職員(医師等)

この措置の理由として、国家公務員において、定年が65歳を超える特例定年となる職員については、人材確保の観点から、定年までの間、給料月額7割措置(給与減額)や役職定年による降任等が行われず、組織として定年までの勤務を強く期待されているものであること。また、職員も定年まで給与減額や任用の体系の変更がないことを前提として勤務することが可能であるため、現行の定年年齢以後、定年前に退職する場合であっても、退職手当について定年退職扱いをする必要がないものとされている。地方公務員においても、原則同様の扱いとすることが求められている。(参照「定年引上げの実施に向けた質疑応答(第8版)」問18-4)

(退職手当の基本額のピーク時特例)

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

本人の意に反し又は本人の同意の下に降任させる人事若しくはいわゆるわたり是正等により、給料月額を減額した場合、退職手当額が退職時の給料月額を基礎として算定される仕組みとなっていることから、給料月額の変額前に退職したと仮定した場合の退職手当額よりも実際の退職手当額が大幅に下がる可能性がある。

そのため、在職期間中に給料月額の変額があった場合に適用される退職手当の基本額の算定について、いわゆるピーク時特例として設けられたものである。

具体的には、退職時の給料月額がピーク時を下回った場合に、ピーク時までの期間とピーク時後から退職時までの期間に分けて基本額を計算することとし、給料月額の変額前に退職するより退職手当額が大きく下がらないようにすることとしたものである。

なお、定年の引き上げに伴う60歳到達者に対する「給料月額7割措置」による変額は、ピーク時特例の対象となる。(附則第72項：参照37頁)

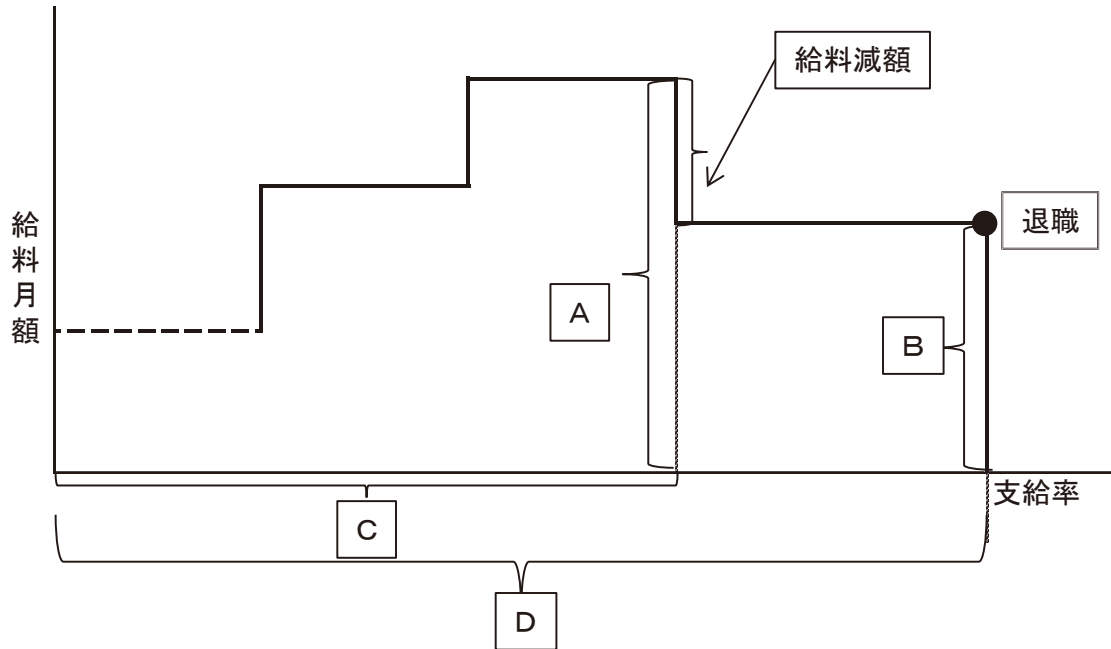
(1) 新制度適用日以降の期間中に、給料月額の変額改定以外の理由(降格・給料表間異動等)により給料月額が変額されたことがある場合で、その変額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、退職手当の基本額の計算方法の特例を適用する。

(改正条例(平成18年条例第3号)附則第5条)

※ 給料の調整額の対象外となったこと(例えば、保育に直接従事しなくなった場合や、給料の調整額の制度自体がなくなった場合等)に伴う給料月額の変額についても、当該特例の対象となる。

(2) 退職手当の基本額

= 特定減額前給料月額 (A) × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率 (C) + 退職日給料月額 (B) × (退職日までの勤続期間に応じた支給率 (D) - 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率 (C))



(3) 定年前早期退職者特例措置の対象者は「特定減額前給料月額」と「退職日給料月額」の両方が割増の対象となる。

(4) 60歳到達後、給料月額7割措置された方の計算は37頁にあります。

(早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額



(定年前に退職する意思を有する職員の募集)

第8条の8 組合市町村長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象とする募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 前項の募集に関し必要な事項は、組合市町村長が別に定め、これに基づき行うものとする。

附則第73項 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

附則第74項 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第75項 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の8の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の8第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、第8条の8第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ「令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢」とする。

早期退職募集制度（応募認定退職）は、職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とし、45歳以上（定年が60歳の場合）の職員を対象に、募集対象者全員に「募集実施要項」を周知して募集を開始する制度で、「勸奨退職」に代わる制度とされた。

本組合においても平成25年12月1日から施行したが、団体により導入時期が異なるため、「勸

奨退職」も当分の間、効力を有することとした。

令和5年4月1日からの定年引上げ後の割増しの対象について、国家公務員において、定年引上げ完成後の定年から20年を減じた年齢から引上げ後の定年までの20年以内に退職した者とすることとされている。民間への再就職の容易性を考慮すると、定年引上げ前の定年が60歳の者については引き続き45歳から対象とする必要があることや、職員の年齢別構成の適正化を図り、組織の新陳代謝を図るなどの人事政策上の観点などを踏まえた。定年引上げ後の割増しの率については、当分の間、定年引上げ前の割増率を維持する（ただし、一般職員に限っては、定年引上げ前の定年年齢と退職時年齢との差が1年未満である場合2%としていたのは、3%とする）。割増しの期間については、定年引上げ前の定年から15年を減じた年齢から定年までの15年間に限ることとされている。これは、応募認定退職の場合、60歳超の職員の俸給月額が原則7割とされることや基本的には昇給がないこと、自らの意思により応募するものであることからである。

地方公務員においても、原則同様の扱いとすることが求められている。

（参照「定年引上げの実施に向けた質疑応答（第8版）」問18-5）

なお、従来は、「定年に達する日から6月前までに退職した者」が割増しの要件であり、59歳でも割増しの対象にならない場合があったが、定年引上げ後は、59歳には一律3%が加算される。

(1) 勸奨退職及び応募認定退職の支給率（46頁支給率一覧表を参照）

支給率は退職者の勤務年数に応じて、次のとおり適用される。

・勤続期間 11年未満 定年退職と同率（第3条）

・勤続期間 11年以上20年未満 第4条第1項第4号適用

・勤続期間 20年以上25年未満

50歳未満 第4条第1項第4号適用

50歳以上 定年退職と同率（第5条第1項第7号適用）

（本組合独自 附則第51項第2号又は第3号）

・勤続期間 25年以上 定年退職と同率（第5条第1項第7号適用）

(2) 勸奨退職及び応募認定退職の特例措置としての給料月額への加算（第5条の3）

① 対象者 勤続期間が20年以上であり、一定年齢以上である者

旧定年60歳の場合（勸奨）50歳以上、（応募認定）45歳以上

② 特例給料月額の計算

（勸奨） 退職日の給料月額 × (1 + (2% × 旧定年(60歳)までの残年数))

（応募認定） 退職日の給料月額 × (1 + (3% × 旧定年(60歳)までの残年数))

旧定年が63歳の職である場合は、60歳を63歳に読みかえる。



ア 勸奨退職の加算

旧定年年齢が60歳の場合 年齢別給料月額加算割合

59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳	49歳
2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%	0%

イ 応募認定退職の加算

旧定年年齢が60歳の場合 年齢別給料月額加算割合

59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳	49歳	48歳	47歳	46歳	45歳
3%	6%	9%	12%	15%	18%	21%	24%	27%	30%	33%	36%	39%	42%	45%

(改正条例(平成25年条例第5号)附則第3条)

第3条 改正前の一般職の職員の退職手当に関する条例第4条第1項、第5条第1項及び第5条の3の規定による勸奨については、これらの規定は、この条例の施行後も、当分の間、なおその効力を有する。

(改正条例(令和5年条例第3号)附則第5条)

第5条 当分の間、前条の規定による改正後の平成25年旧条例第5条の3の規定の適用については、同条本文中「定年に達する日」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴う組合市町村の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の組合市町村の定年等に関する条例(以下「令和5年旧組合市町村職員定年条例」という。)の規定によるその者に係る定年年齢に達する日」と、「6月」とあるのは「0月」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢」と、「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

勸奨退職(平成25年旧条例第5条の3)についても、応募認定退職の制度に準じて、当分の間、定年引上げ前の割増期間を維持するため、読替規定を設けている。

附則第76項 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則第77項 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定によるその者に係る定年年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

整理退職及び公務上の傷病・死亡についても応募認定と同様に加算される。

令和5年4月1日からの定年引上げ後、国家公務員において、定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることによる退職（任命権者が分限免職処分を行うことによる退職）及び公務上の傷病若しくは死亡による退職の場合、当分の間、定年引上げ前の定年から15年を減じた年齢から定年引上げ前の定年までの15年間に退職した場合は応募認定退職と同様に割増措置を設けることとした。これは、退職事由が、職員の意思によらない事由であり特別な配慮が必要であることによる。

また、60歳から65歳までの間に退職した場合は、最低の割増率である2%を一律とする措置とされている。これは、俸給月額が60歳超以後上昇することが見込まれないことを考慮した。

地方公務員においても、原則同様の扱いとすることが求められている。

（参照「定年引上げの実施に向けた質疑応答（第8版）」問18-5）

(退職手当の調整額)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- |           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| (1) 第1号区分 | 65,000円 | (2) 第2号区分 | 59,550円 |
| (3) 第3号区分 | 54,150円 | (4) 第4号区分 | 43,350円 |
| (5) 第5号区分 | 32,500円 | (6) 第6号区分 | 27,100円 |
| (7) 第7号区分 | 21,700円 | (8) 第8号区分 | 0       |

2 略

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上5年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年未満のもの 零

退職手当の調整額は、在職期間（平成8年4月1日以後：改正条例（平成18年条例第3号）附則第6条）の各月毎に、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第8号区分）に応じて定める額（調整月額）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額になる。

給料表	区 分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	適 用
	調整月額	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0	H27.4.1
行(一)	新職務の級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2, 1級	
	旧職務の級	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5, 4級	3, 2, 1級	
行(二)	新職務の級					5級	4級	3級	2, 1級	
	旧職務の級					6級	5級	4, 3級	2, 1級	
医(一)	新・旧	5級	4級	4級	3級	2級	2級	1級	1級	
医(二)	新・旧			8級	7, 6級	5級	4級	3, 2級	1級	
医(三)	新・旧			7級	6級	5級	4級	3, 2級	1級	
海(二)	新・旧						5級	4級	3, 2, 1級	

※ 「旧職務の級」は給与構造改革前日：新制度切替日前日（平成18年3月31日）の職務の級。  
ただし、出水市、指宿市、奄美市及び長島町は規則で定める日（説明：33頁）

（注1） 調整額が支給されない場合

- ① 自己都合退職者以外で勤続期間が零のもの（条例第6条の4第4項第2号）
- ② 勤続10年未満の自己都合退職者（条例第6条の4第4項第4号）

（注2） その他

- ① 調整額が半額
  - ・自己都合退職者以外で勤続5年未満の退職者（条例第6条の4第4項第1号）
  - ・勤続10年以上25年未満の自己都合退職者（条例第6条の4第4項第3号）

② 第6号区分について

在職期間が25年を超える第6号区分に該当する者は、その超える期間は「第5号区分」を適用する（退職手当の調整額の計算等に関する規則（以下「調整額規則」という。）別表ア・イ第6号区分（9））

（注3） 職務に従事することを要しない期間のある月（休職月等）がある場合

在職期間の除算の考え方になって調整額を計算する（調整額規則第3条）





(1) 在職期間から除算される期間

① 全期間が除算される期間

- ア 専従休職 イ 自己啓発等休業（②エを除く。第8条の6第2項による読替）  
ウ 配偶者同行休業

② 2分の1の期間が除算される期間

- ア 病気休職、刑休（起訴された場合） イ 停職 ウ 育児休業（③アを除く）  
エ 自己啓発等休業のうち公務の能率的な運営に特に資するもの  
オ 高齢者部分休業（取得した時間の合計を月数換算）

③ 3分の1の期間が除算される期間

- ア 育児休業期間（終期が平成4年4月1日以後のもの）のうち子が1歳に達した日の属する月まで ※「子が1歳に達した日」=1歳の誕生日の前日  
イ 育児短時間勤務（第8条の7第2項による読替）

④ 除算されない期間 公務（通勤）上傷病による休職、休職指定法人、年次休暇、病気休暇、特別休暇（産前産後休暇等）、介護休暇

(2) 除算される期間に1未満の端数がある場合

除算される期間に1未満の端数がある場合は、これを切り上げた数とする。

（例）病気休職 平成21年9月15日～平成22年1月15日

「現実に職務に従事することを要しない月」平成21年10月～12月（3月）

「除算される期間」3月の2分の1=1.5月→2月

第7条第5項 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合においてその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 略

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第19条第2項 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(1) 前歴が「職員以外の地方公務員等」である場合の通算について（第7条第5項）

前歴のある職員が引き続き職員となつたとき、前歴の団体において退職手当が支給されなかった場合は、前歴での在職期間を、当該職員の在職期間に含める（通算する）。

前歴の団体において退職手当が支給された場合は、通算しない。

(例)

- ・ 令和2年（2020年）4月1日 県外A市就職（又は国家公務員、県職員等）  
在職：3年
- ・ 令和5年（2023年）3月31日 県外A市退職 退職手当支給なし
- ・ 令和5年（2023年）4月1日 鹿児島県B町就職  
在職：4年
- ・ 令和9年（2027年）3月31日 鹿児島県B町退職  
(在職7年で退職手当支給) (B町負担)
- ・ 翌日 民間に就職又は無職

※ 就職報告書提出の際は、A市による「退職手当支給有無証明書」を取り寄せ、添付すること。

※ 前歴の地方公共団体等との間で、負担金相当額のやり取りは行っていない。

※ 前歴が一般地方独立行政法人等の職員については、任命権者の要請により、人事交流等で本組合の組合市町村職員になった場合は通算することができる。

(2) 退職後、引き続き「職員以外の地方公務員等」になる場合

退職後の地方公共団体等に通算規定がある場合が多く、その場合、本組合から退職手当は支給しない。

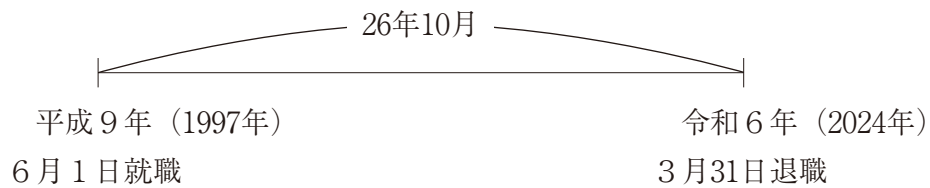
第7条第7項 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を12で除した数を在職期間に算入する。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。



(1) 在職期間が1年以上の場合

- ① 端数月を12で除した数を在職期間に算入する。(すべての退職事由)

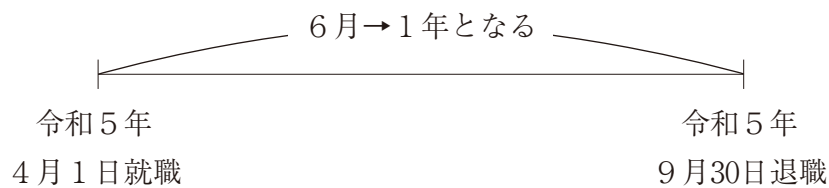
〔例1〕



(2) 在職期間が1年未満の場合

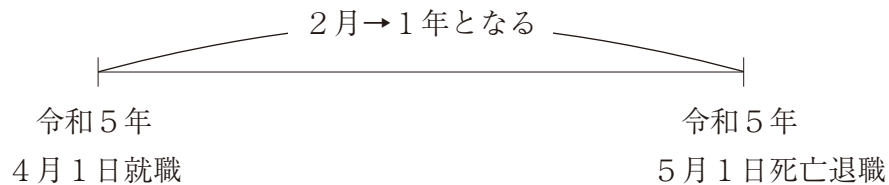
- ① 自己都合・定年・勸奨により退職する場合

〔例1〕



- ② 死亡・傷病・整理により退職する場合

〔例1〕



(フルタイム会計年度任用職員等への退職手当条例の適用)

第2条 略

2 職員以外の者のうち、規則で定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(組合市町村の休日を定める条例の規定による組合市町村の休日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第66項 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、令和2年4月1日から当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

フルタイム会計年度任用職員で職員とみなすこととなったものについて

(1) 適用要件

常勤職員と同様の勤務時間で、勤務した日が1月に18日（土日祝日及び年末年始休暇を除く1月間の日数が20日に満たない場合、「職員みなし日数」）以上あり、その月が6月をこえること。6月を超えた日以後においても引き続き18日（又は職員みなし日数）以上勤務をすること。

【「職員みなし日数」について】

令和5年2月の条例改正により、フルタイム会計年度任用職員に対する退職手当条例の適用要件緩和のため、「職員みなし日数」が規定された（令和4年10月1日から遡及適用）。計算式は次のとおり。

職員みなし日数 = 18日 - (20日 - 土日祝日及び年末年始休暇を除く1月の日数)

(例) 1月の日数が19日の場合  $18日 - (20日 - 19日) = 17日$

※1 パートタイム会計年度任用職員には適用されない。

※2 3月31日までの任用期間を終了し、4月1日が日曜日で新たに4月2日に任用した場合は身分は切れており、勤続期間は継続しないので引き続き加入することはできない。

※3 12月28日までの任用期間を終了し、新たに1月4日に任用した場合は身分は切れており、勤続期間は継続しないので引き続き加入することはできない。

※4 月に勤務した日は、平成2年6月までは22日、平成2年7月から平成5年6月までは20日、平成5年7月以降は18日、令和4年10月以降は18日又は職員みなし日数

※5 勤務した月は、令和2年3月31日以前の非常勤職員は「12月」必要

(2) 18日の中に含まれるもの

- ① 週休日の振替により勤務した日
- ② 労働基準法第39条に定める年次有給休暇
- ③ 労働基準法第65条（産前産後休暇）、第67条（育児時間）、第68条（生理休暇）
- ④ 公務上の傷病のための療養休暇
- ⑤ 選挙権その他公民権行使のための休暇

(3) 該当する退職事由

会計年度任用職員については、その任用の性格上、整理退職等の概念がなく、第3条の退職手当（任期終了、自己都合等）、第4条の11年以上25年未満勤続した場合の死亡退職及び通勤上傷病、第5条の公務上の死傷病又は25年以上勤続の死亡退職及び通勤上傷病による場合の退職手当に限られる。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

附則第67項 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

※ 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員としての引き続いた在職期間によることを原則としている。本条は、この原則の特例を定めたものである。

※ フルタイム会計年度任用職員としての引き続いて勤務した6月の期間についても、職員としての引き続いた在職期間として、勤続期間の対象とすること。

〔例1〕 在職期間（6月+n月）



R5.4.1

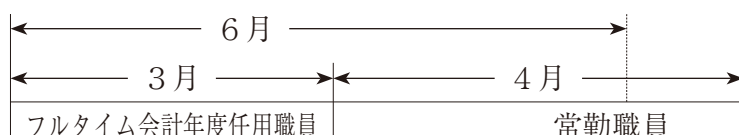
〔例2〕 在職期間（6月+n月）



第7条の2第2号 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

※ 常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が6月以内であっても、その期間が常勤職員としての引き続いた在職期間と通算して6月を超える場合には、職員としての引き続いた在職期間として勤続期間の計算の対象とする。

〔例1〕 在職期間（3月+4月）



R5.4.1

(特別の退職手当)

(予告を受けない退職者の退職手当)

第9条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

労働基準法第20条の規定により、使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならず、30日前に予告をしない場合は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならないものとされている。

解雇予告手当の支給については、第9条の規定により、一般の退職手当に含まれるものであるが、「一般の退職手当<解雇予告手当>」の場合は、その差額を「予告を受けない退職者の退職手当」として支給する。

ただし、「労働者の責に帰すべき事由」がある場合で、行政官庁の認定を受けた場合（解雇予告の除外認定）は、直ちに解雇することができるものとしている。この認定を行う行政官庁とは、非現業職員の地方公務員の場合は、人事委員会を置かない地方公共団体においては、その長が行うものとされている。なお、現業職員については、労働基準監督署長になる（地公法第58条第5項）。

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給条件に

従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

地方公務員は、一般的には雇用保険法の適用除外となっているが、退職時に支給された退職手当額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業（求職活動中）しているときは、その差額分が失業者の退職手当として支給される。

(1) 該当する事由（基本手当に相当する退職手当）

① 原則として勤続期間が12月以上あること。

② 退職時に支給された一般の退職手当等の額が、雇用保険法の規定による基本手当の支給総額に満たないこと。

③ 退職の日の翌日から起算して原則1年の期間内において失業していること。

④ 「待期日数」を超えて失業していること（「待期日数」の定義は(2)③を参照）。

※ ハローワークにおいて求職活動をする必要がある。

※ 懲戒免職等処分を受けた場合にも「失業者の退職手当」は支給できる。

※ 正当な理由のない自己都合退職の場合は2か月、懲戒免職等の場合は3か月の給付制限が課される。

※ 勤続4年未満の自己都合退職者が該当することが多い。

(2) 失業者の退職手当の計算例

〔例〕勤続2年0月 年齢26歳 退職前6月の給与総額1,045,882円、退職手当額178,200円

① 賃金日額（退職前6ヶ月の給与総額／180 小数点以下を切捨て→雇用保険法）

$$1,045,882円 \div 180 = 5,810円 (W)$$

② 基本手当日額

$$\begin{aligned} Y &= \frac{0.8W - 0.3\{(W - 5,110) \div (12,580 - 5,110)\}}{W} \\ &= 0.8 \times 5,810 - 0.3 \{(5,810 - 5,110) \div (12,580 - 5,110)\} \times 5,810 \\ &= 4,648 - 0.3 \{700 \div 7,470\} \times 5,810 \\ &= 4,648 - 163.33 = 4,484.67 \rightarrow 4,484円 \end{aligned}$$

$$\text{基本手当の額} \quad 4,484円 \times 90日 (\text{所定給付日数}) = 403,560円$$



- ③ 待期日数（退職時支給された退職手当／基本手当日額 1未満の端数は切捨て→

条例第10条）

一般の退職手当額が基本手当の何日分にあたるか計算する。

$$178,200 \div 4,484 = 39.74 \rightarrow 39日$$

- ④ 失業者の退職手当

待期日数より所定給付日数（90日）の方が大きい場合、超える部分の手当を支給する。

$$\therefore 4,484 \times (90 - 39) = 228,684円（支給上限額）$$

※ 待期日数経過後の失業の日数に応じて支給する。

※ 事務手続については、79頁にあります。

（退職手当の不支給及び支給制限等）

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

次に該当する場合、職員が退職しても退職手当は支給されない。

- ① 職員が勤続6月未満で自己都合退職した場合（条例第7条第7項）
- ② 職員が退職の日に引き続いて通算規定のある地方公共団体の地方公務員等となった場合（条例第19条第2項）
- ③ 職員が退職の日に引き続いて人事交流により通算規定のある公庫等職員となった場合（条例第19条第3項）
- ④ 職員が死亡し、遺族が誰もいない場合（条例第2条の2）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 管理者は、前項の申立てに基づき、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 管理者は、第1項の申立てに基づく前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る組合市町村長等は、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職に係る組合市町村長等が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員



に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る組合市町村長等は、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を当該遺族に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。
- 3 管理者は、前2項の申立てに基づき、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

### 退職手当の支給制限

次に該当する場合、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- ① 懲戒免職等処分（条例第12条） ※国の運用方針は原則全部支給しない。
- ② （退職前に）禁錮以上の刑に処せられた場合等（条例第12条）
- ③ （支給前に）禁錮以上の刑に処せられた場合（条例第14条）  
刑の確定前に本人が死亡した場合の遺族に対しても同様
- ④ （支給前に）在職中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと、組合市町村長等が認めた場合（条例第14条）  
※ 本人が死亡により退職した場合や退職後支給前に死亡した場合の遺族に対しても同様

### （退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を当該退職をした者に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。
    - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職に係る組合市町村長等がその者から聴取した事項若しくは調査に

より判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職に係る組合市町村長等が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を当該遺族に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。

4 管理者は、前2項の申立てに基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

5 略

6 第1項の規定又は第2項の申立てに基づく第4項の規定による支払差止処分を行つた管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると当該退職に係る組合市町村長等が認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の申立てに基づく同条第3項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の申立てに基づく同条第3項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

7 第3項の申立てに基づく第4項の規定による支払差止処分を行つた管理者は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の申立てに基づく同条第3項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

8 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた管理者が、当該支払差止処分後に判明した

事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

9～11 略

退職手当の支払の差止め

(1) 次に該当する場合、支払を差し止める。

- ① 起訴され、確定前に退職した場合（第1項第1号）
- ② （支給前に）起訴された場合（第1項第2号）

【取消要件】

- ・ 無罪の判決が確定した場合（第6項第1号）
- ・ 判決が確定した場合（禁錮以上の刑及び無罪を除く）であつて、確定した日から6月を経過した場合（第6項第2号）

(2) 次に該当する場合、支払を差し止めることができる。

- ① （支給前に）逮捕された場合（第2項第1号）
- ② 犯罪があると組合市町村長等が思料するに至つた場合であつて、退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じる（思料される犯罪に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たる）場合（第2項第1号）
- ③ （支給前に）在職中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると組合市町村長等が思料するに至つた場合（第2項第2号）

【取消要件】

- ・ 不起訴処分となつた場合であつて、処分があつた日から6月を経過した場合（第6項第2号）
  - ・ 起訴されることなく、第14条に規定の支給制限処分を受けることなく、支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合（第6項第3号）
- ※ 上記の取消要件にかかわらず、管理者が、支払差止処分の必要がなくなつたと判断した場合は、差止めを取り消すことができる
- ※ 本人が死亡により退職した又は退職手当支給前に死亡した場合の遺族に対しても同様

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る組合市町村長等は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の

全部又は一部の返納を命ずる処分を当該退職をした者に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職に係る組合市町村長等が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 管理者は、前項の申立てに基づき、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

3 略

4 第1項第3号に該当するときにおける同項の申立てに基づく第2項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

5～7 略

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を当該遺族に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。

2 管理者は、前項の申立てに基づき、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この項から第5項まで及び第7項において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項の申立てに基づく同条第2項又は前条第1項の申立てに基づく同条第2項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒



免職等処分を受けるべき行為をしたことを当該退職に係る組合市町村長等が疑うに足りる相当な理由がある旨の通知を当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。次項から第5項まで及び第7項において同じ。）に対して管理者がしたときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を当該相続人に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第6項又は前条第4項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項の申立てに基づく同条第2項又は前条第1項の申立てに基づく同条第2項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る組合市町村長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を当該退職手当の受給者の相続人に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の申立てに基づく同条第2項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を当該退職手当の受給者の相続人に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の申立てに基づく同条第2項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を当該退職手当の受給者の相続人に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の申立てに基づく同条第2項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る組合市町村長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を当該退職手当の受給者の相続人に対して行うよう、管理者に申し立てるものとする。
- 6 管理者は、前各項の申立てに基づき、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

#### 退職手当の返納・納付

- (1) 本人に対して全部又は一部の返納を命じることができる（条例第15条）
- ① （支給後に）禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② （支給後に）在職中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村長等が認めた場合（処分は、退職の日から5年以内）
- (2) 遺族に対して全部又は一部返納を命じることができる（条例第16条）
- ① 本人が死亡退職した場合（又は本人が支給前に死亡した場合）で、遺族に対して退職手当を支給後に、本人について在職中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村長等が認めた場合（処分は、退職の日から1年以内）
- (3) 相続人に対して全部又は一部納付を命じることができる（条例第17条）
- ① 退職後6月以内に受給者が死亡した場合（支給後に返納処分なし）において、在職中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村長等が認めた場合（処分は、退職の日から1年以内）（第1項）
  - ② 退職後6月以内に返納意見聴取通知・起訴等があり、処分をうける前に受給者が死亡した場合において、
    - ア 在職中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと組合市町村長等が認めた場合（処分は、死亡から6月以内）（第2項及び第3項）
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた場合（処分は、死亡から6月以内）（第4項）

(経過措置等)

附則第20項 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第68項から第78項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

附則第21項 当分の間、35年を超え42年11月以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第72項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第22項 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第70項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第20項の規定の例により計算して得られる額とする。

(改正条例(平成16年条例第1号)附則第2項)

2 当分の間、42年11月を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第20項の規定の例により計算して得られる額とする。

- ・対象者は、退職理由及び勤務年数にかかわらず、全ての退職者。
- ・第3条から第5条の3までの規定により計算した率に、100分の83.7を乗じる。

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日においては、100分の98
- 平成26年4月1日～平成27年3月31日においては、100分の92
- 平成27年4月1日～平成30年3月31日においては、100分の87
- 平成30年4月1日以降においては、100分の83.7

附則第51項 次の各号に掲げる者に対しては、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第5条の3の規定による退職手当を支給することができる。

- (1) 職員として10年以上の期間勤続し定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の7の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)
- (2) 職員として20年以上の期間勤続し、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で、管理者が認めた者
- (3) 職員として20年以上の期間勤続し、年齢50年以上で、条例第8条の8に規定する募集に基づく、組合市町村長による認定(同条第1項第1号に係るものに限る)を受けて、組合市町村長が定める退職すべき期日に退職した者で、管理者が認めた者
- (4) 附則第68項に規定する者で、職員として10年以上の期間勤続したもの
- (5) 附則第69項に規定する者



次に該当する場合は、第5条（支給率）及び第5条の3（給料加算）の適用可。

(1) 該当する退職事由

① 定年退職者で10年以上の者（10年～11年未満は本則では第3条）

（11年～25年未満は本則では第4条）

※旧定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者も含む。

② 勸奨退職者で20年以上50歳以上の者（20年～25年未満は本則では第4条）

③ 応募認定退職者で20年以上50歳以上の者（20年～25年未満は本則では第4条）

（注）②及び③は、24年で49歳の場合、本則の第4条適用、附則第51項適用なし

※附則第51項は、令和8年3月31日までの規定（改正条例（令和5年条例第3号）第2条及び附則第1条第2号）

附則第64項 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（規則で定める日の前日以前に行われた給料月額の変額改定で管理者が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。

給料月額には、経過措置の差額を含まない。

なお、給料の調整額（管理監督職勤務上限年齢調整額等）は含む。

<経過措置>（改正条例（平成18年条例第3号）附則第2条及び第3条）

(1) 平成18年度新制度適用日 附則第2条

○平成18年新制度適用（切替）日 : 平成18年4月1日

○平成18年新制度適用（切替）日前日 : 平成18年3月31日

（ただし、出水市、指宿市、奄美市及び長島町（これらの市町を準用する団体も含む）は規則で定める日）

「一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条の規定による規則で定める日を定める規則」

（改正条例（平成18年条例第3号）附則第3条）（抜粋）

第3条 職員が新制度適用職員として退職した場合において、その者が適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の一般職の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第6条、附則第20項から第22項まで及び附則

第51項並びに附則第8条の規定による改正前の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第20項から第22項まで及び附則第51項、附則第5条、附則第6条並びに条例第1号附則第2項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(2) 経過措置による新制度切替日前日額の保障 附則第3条

新制度で算定した額が、実際に退職した理由で給与構造改革前日（新制度切替日前日）に退職したと仮定し旧制度で計算した場合の退職手当額（保障額）より少なくなる場合は、保障額を支給する。

- ・改正条例（令和5年条例第3号）附則第6条の改正（附則第51項の文言削除）は、令和8年4月1日施行

(3) 保障額の引下げ

○内容

(ア) (2)の保障額を計算する際、最後に次表(ア)の率を乗じる

- ・対象者は ①勤続期間42年以下の自己都合退職者
- ②勤続期間37年以上42年以下の公務外傷病者
- ③勤続期間19年11月以下の者

(イ) (2)の保障額を計算する際、最後に次表(イ)の率を乗じる

- ・対象者は ①勤続期間20年以上の者（(ア)①②を除く）

期 間	(ア)	(イ)
平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	98/100	98/104
平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	92/100	92/104
平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	87/100	87/104
<u>平成30年4月1日以降</u>	<u>83.7/100</u>	<u>83.7/104</u>

平成18年新制度適用日前日に現に退職した理由と同一の理由で退職したと仮定し、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、退職手当額を算定。

- [給与構造改革前日給料月額] × [実際の退職理由による給与構造改革前日までの勤務期間に応じた旧支給率] × 83.7 / 100 o r 83.7 / 104

すなわち、次の(ア)、(イ)のうち、どちらか高い額を支給する退職手当の額とする。

(ア) 実際の退職手当額（説明：2頁）

(イ) 平成18年新制度適用（給与構造改革）日前日の退職手当額

#### (フルタイム会計年度任用職員の退職手当関係)

フルタイム会計年度任用職員等への退職手当条例の適用（19頁～21頁）も参照

##### 1 在職期間について

(1) 勤務した日が1月に18日以上ある月が継続する必要がある。

・除算計算は常勤職員と同じ。

※ 最初の勤務日が月途中の場合は、勤務した日が1月に18日以上あるか注意すること。

(2) 通算について

フルタイム会計年度任用職員が、1日も空くことなく、同一構成団体で「再度の任用」をされた場合は、在職期間を通算する。

※ 異なる任命権者による再度任用（例えば、首長部局と教育委員会部局との間の任用）であっても、同一構成団体であれば、本組合では通算する。

(3) 留意点

退手条例適用後、要件を満たさない月がある場合（例えば、パートタイム会計年度任用職員になる等の変更があった場合等）は、その時点までで退職（18日を下回った理由に応じた退職事由）となり、退職手当を支払う。

##### 2 退手条例適用要件を満たした場合の提出書類

20頁の退手条例適用要件を満たした場合（採用日から6月経過後）、次の書類及び給料異動データを提出すること。（規則第6条）

(1) 書類の提出

ア 就職報告書（様式第3号）

イ 辞令又は任用通知書（任用根拠、任期が確認できるもの。）

ウ 勤務状況確認書（様式第3号の2）

エ フルタイムの会計年度任用職の給与条例（写し）

(2) 給料異動データ等の作成及び送信

「組合員基本データ」「給料異動データ」CSVデータを作成し、パワーキャビネットにより送信すること。

### 3 退職事由と支給率（大まかな区切りで記載。）

支給率一覧表（46頁）を参照

(1) 自己都合（第3条第1項及び第2項）

・ 1年以下 0.5022, 5年 2.511, 10年 5.022, 15年 10.3788, 20年 19.6695

(2) 任期終了（第3条第1項, 公務外傷病と同率）

・ 1年以下 0.837, 5年 4.185, 10年 8.37, 15年 12.9735, 20年 19.6695

(3) 公務外死亡（第3条, 第4条, 第5条）

・ 1年以下 0.837, 5年 4.185, 10年 8.37, 15年 16.216875, 20年 24.586875

(4) 公務上死傷（第5条）

・ 1年以下 1.2555, 5年 6.2775, 10年 12.555, 15年 19.46025, 20年 26.3655

### 4 退職手当の計算

(1) 在職期間が6月を超えるに至った場合 常勤職員の100分の50（1/2）

在職期間：7月～12月

※ 最初の勤務日が月途中の場合は、勤務した日が1月に18日以上あるか注意すること。

(2) 在職期間が12月を超えるに至った場合 常勤職員と同じ

在職期間：13月～

(3) 退職手当の調整額（条例第6条の4）は原則0円。

（15頁の表の第7号以上の区分に該当する場合を除く。）

〈計算例〉（月額）×（支給率）×（支給割合）＝（退職手当額）

(1) 自己都合（任期の途中で退職）の場合

○在職期間9月（令和5年4月1日～令和5年12月31日）

160,000円 × 0.5022 × 1/2 = 40,176円

(2) 任期終了の場合

○在職期間9月（令和5年4月1日～令和5年12月31日）

160,000円 × 0.837 × 1/2 = 66,960円

○在職期間12月（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

160,000円 × 0.837 × 1/2 = 66,960円

○在職期間24月（令和4年4月1日～令和6年3月31日, 通算あり）

160,000円 × 1.674 × 1/1 = 267,840円

### 5 退職手当の請求

①任期の途中に自己の都合で退職する場合（自己都合退職）②任期の終了により退職する場合（任期終了退職）には常勤職員と同様の様式により退職手当を請求すること。

なお、退手条例適用後、要件を満たさない月がある場合（例えば、パートタイム会計年度任用職員になる等の変更があった場合等）は、その時点まで退職（18日を下回った理由に応じた退職事由）となり、退職手当を支払う。

## 6 失業者の退職手当

### (1) 基本手当に相当する退職手当

23頁を参照。

- ※ 任期終了の場合、勤続2年未満の者が該当することが多い。
- ※ 任期終了の場合、給付制限は課せられない。

### (2) 高年齢求職者給付金に相当する退職手当

年齢が65歳以上の退職者は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の対象となる（基本手当に相当する退職手当は受給できない）。

#### ア 該当する理由

- ① 勤続期間が6月以上あること。
- ② 退職時に支給された一般の退職手当等の額が、雇用保険法の高年齢求職者給付金相当額に満たないこと。
- ③ 退職の日の翌日から起算して原則1年の期間内において失業していること。
- ④ 「待期日数」を超えて失業していること。

#### イ 支給する金額

基本手当日額の30日分又は50日分の額から、一般の退職手当等の額を減じた額に相当する金額を支給する。

- ※ 勤続1年未満の場合は30日分、勤続1年以上の場合は50日分で計算する。
- ※ 待期日数経過後の最初の失業認定の後、一時金として支給する。

### (60歳到達後、給料月額7割措置された方の退職手当関係)

#### ① 60歳に達した日以後退職する職員の退職手当を「定年扱い」とする。

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職（自己都合退職等）した者の退職手当の基本額については、定年退職と同様に算定する。（附則第68項、第69項、第70項）（再度掲載。3～6頁）

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員に移行する場合  
定年前再任用短時間勤務職員に移行の際は、その時点で退職手当を支給する。

附則第72項 令和3年地公法改正法の施行に伴う組合市町村の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の規定による職員の給料月額の改定（附則第78項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。



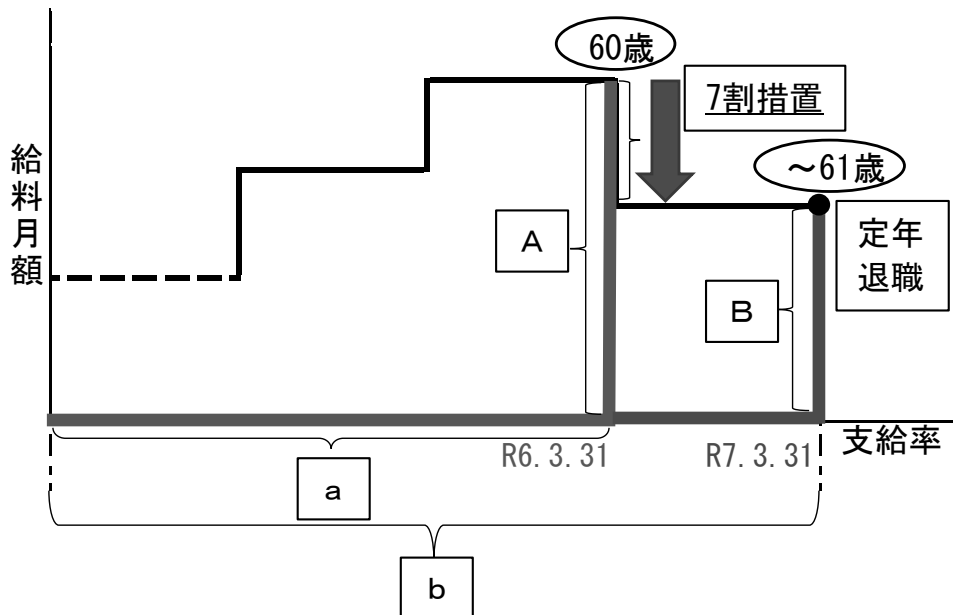
- ② 定年の引上げに伴う60歳到達者に対する「給料月額7割措置」を、第5条の2（ピーク時特例）の対象とする。（附則第72項）
- 60歳に達した日以後の退職手当の計算では、当該給料月額の減額措置による不利益がないように、ピーク時（減額前）における給料月額及び支給率を算定基礎に含めて退職手当の基本額の計算を行う特例（ピーク時特例）が適用される。

【ピーク時特例の基本的な計算式】

退職手当の基本額

$$= \text{ピーク時（減額前）給料月額（A）} \times \text{ピーク時までの勤続期間に応じた支給率（a）} + \text{退職日給料月額（B）} \times \left[ \text{退職日までの勤続期間に応じた支給率（b）} - \text{ピーク時までの勤続期間に応じた支給率（a）} \right]$$

【ピーク時特例の基本的な計算のイメージ】



附則第78項 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第5条の2第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 7割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- イ その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合
- ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
- (3) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- イ その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- ロ 前号イに掲げる割合

○ 特例措置による計算（ピーク額が7割措置前日より前である場合）独自規定（附則第78項）  
 給与改定以外の理由（わたり是正・希望降任等）により、7割措置前日までの在職期間中に給料月額の減額を受けたことがある者について、その減額日前日の給料月額が、7割措置前日の給料月額より多いときは、特例措置として基本額を3段階で計算する。

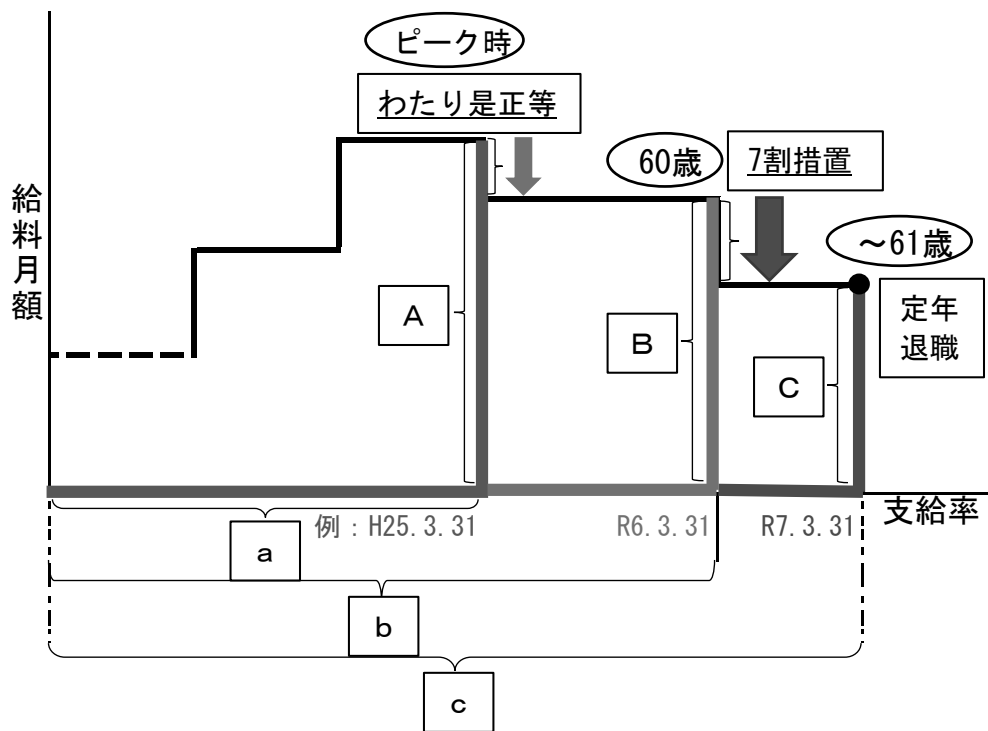
この特例措置は、国家公務員の退職手当の規定では、上述のように7割措置前日までにピーク額がある者の定年退職時の退職手当額が、60歳到達年度の退職手当額を下回る場合があることを受けて、本組合が独自に措置したものの。

【ピーク時特例の特例措置による計算式】

退職手当の基本額

$$\begin{aligned}
 &= \text{ピーク時（減額前）給料月額（A）} \times \text{ピーク時までの勤続期間に応じた支給率（a）} \\
 &\quad + \\
 &\quad 7 \text{割措置前給料月額（B）} \times \left( \begin{array}{l} \text{7割措置前日までの勤続期間に応じた支給率（b）} \\ - \text{ピーク時までの勤続期間に応じた支給率（a）} \end{array} \right) \\
 &\quad + \\
 &\quad \text{退職日給料月額（C）} \times \left( \begin{array}{l} \text{退職日までの勤続期間に応じた支給率（c）} \\ - \text{7割措置前日までの勤続期間に応じた支給率（b）} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

【ピーク時特例の特例措置による計算のイメージ】



### 3 特別職の職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（退職手当の額）

第3条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額（組合市町村の特別職の給与条例を特例条例の規定で給料を減額した場合は、これがないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。以下「給料月額」という。）に、次の各号の区分による割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市町村長にあつては、勤続期間1年につき100分の500
- (2) 副市町村長にあつては、勤続期間1年につき100分の280
- (3) 教育長、監査委員、企業管理者及び区長にあつては、勤続期間1年につき100分の250

（傷病等による退職手当の額）

第4条 次の各号の一に該当する場合の退職手当の額は、その者について前条各号に掲げる割合に、当該退職の日に属する任期中の勤続期間1年につき100分の50を乗じ、これをその者の給料月額に乗じて得た額を前条各号の規定により計算した額に加えた額とする。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する障害の状態にある傷病により退職した場合
- (2) 死亡により退職した場合

（勤続期間の計算）

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、各任期毎の特別職の職員としての在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、特別職の職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月を超えるときは、48月（教育長は、その月数が36月を超えるときは、36月）とする。

（準用規定）

第6条 一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和58年鹿町村退条例第2号。以下「一般職の条例」という。）第2条の2及び第11条から第18条までの規定は、特別職の職員の退職手当の支給について準用する。

（副市町村長又は企業管理者に関する特別措置）

第7条 職員以外の地方公務員及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）で管理者が特に認めた者が引き続いて組合市町村の副市町村長又は企業管理者（以下「副市町村長等」という。）になつた場合における当該副市町村長等の退職手当については、この条例の規定にかかわらず、一般職の条例の規定の適用を受ける職員の例による。

- 2 組合市町村を異にする職員で管理者が特に認めた者が引き続いて組合市町村の副市町村長等になつた場合における当該副市町村長等の退職手当については、前項の例による。

（教育長に関する特別措置）

第8条 職員以外の地方公務員等で、管理者が特に認めたものが引き続いて組合市町村の教育長になつた場合における当該教育長の退職手当については、この条例の規定にかかわらず、一般

職の条例の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則（平成16年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次表に掲げる市の特別職の職員の退職手当は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、同表の割合を乗じて得た額とする。

市名	市長	副市長	教育長	企業管理者	区長
薩摩川内市	100分の480	100分の360	100分の360		
霧島市	100分の480	100分の360	100分の360		
南さつま市	100分の480	100分の360	100分の360		
鹿屋市	100分の480	100分の360	100分の360		
指宿市	100分の480	100分の360	100分の360		
奄美市	100分の480	100分の360	100分の360		
阿久根市	100分の480	100分の360	100分の360		
出水市	100分の420	100分の300	100分の300	100分の300	
西之表市	100分の480	100分の360	100分の360		
垂水市	100分の480	100分の360	100分の360		



## 4 鹿児島県市町村総合事務組合退職手当負担金条例（抜粋）

（普通負担金）

第2条 組合市町村は、次に掲げる額の合計額（以下「普通負担金」という。）を負担しなければならない。

- (1) 特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和46年条例第2号）の規定の適用を受ける職員の給料の年間総額に1,000分の280を乗じて得た額
- (2) 一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第2号。以下「一般職の条例」という。）の規定の適用を受ける職員の給料の年間総額に別表に定める負担割合のうち、組合市町村ごとに規則で定める割合を乗じて得た額

（納付及び納付期日）

第3条 普通負担金は、前条第1項各号の合算した額を1年につき4期に均等に分割して納付するものとし（その額に100円未満の端数があるときは、その端数はすべて最初の期に納付する額に合算するものとする。）、第1期分については6月15日、第2期分については8月15日、第3期分については11月15日、第4期分については2月15日までに納付しなければならない。

2 負担金を特別の事情により一時に納付できないときは、前項の規定にかかわらず、組合市町村の申請に基づき、別に管理者が定める条件に従い、3年以内の年賦納付の方法により納付することができる。

（調整特別負担金）

第4条 調整特別負担金は、安定的な鹿児島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の運営を維持するために普通負担金と退職手当支給額との調整を図ることを目的として徴収するものとする。

2 調整特別負担金は、平成17年度から規則で定める年度までにおいて納付した負担金の総額が、当該期間に支給した退職手当の総額に満たない場合における当該満たない額に相当する額とする。

3 調整特別負担金を算定する場合、前項に規定する期間における各年度の普通負担金及び退職手当の額は、それぞれ当該年度で確定した額とする。

4 調整特別負担金は、規則で定める年度の翌年度に納付しなければならない。

（調整還付負担金）

第4条の2 調整還付負担金は、平成17年度から規則で定める年度までにおいて組合市町村が納付した負担金の総額が、当該期間に支給した退職手当の総額を超えた額に相当する額とする。

2 調整還付負担金を算定する場合、前項に規定する期間における各年度の普通負担金及び退職手当の額は、それぞれ当該年度で確定した額とする。

3 調整還付負担金は、規則で定める年度の翌年度に組合が組合市町村に還付することができる。

附 則（平成27年条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（平成16年度末精算負担金）

第2条 平成16年度末現在における組合市町村が納付した負担金の総額から事務費に相当する額（その納付した負担金の基礎となった給料額の1,000分の2）を差し引いた額と、当該組合市町村の職員に支給した退職手当の総額との差額について精算するときは、組合と組合市町村が協議した額を、第4条及び第4条の2に掲げる額と併せて精算を行うことができる。

## 5 一般職の職員の退職手当に関する条例等施行規則（抜粋）

（負担金条例第2条第1項に定める給料の年間総額）

第9条 負担金条例第2条第1項各号に規定する給料の年間総額は、平成19年4月1日現在の職員の給料の月額に12を乗じて得られた額とし、以降毎年度4月1日現在のものとする。

（負担金条例第2条第2項に定める期間）

第9条の2 負担金条例第2条第2項に規定する規則で定める期間は、平成17年度から平成26年度まで及び以降10年ごととする。

2 前項の規定にかかわらず、一部事務組合及び広域連合においては平成17年度から令和6年度まで及び以降20年ごととすることができる。この場合において、負担金算出に係る期間変更依頼書（様式第8号）により、管理者の承認を受けるものとする。

（負担金条例第4条第2項等に定める年度）

第9条の3 負担金条例第4条第2項、同条第4項及び同条例第4条の2に規定する規則で定める年度は、平成26年度及び以降10年ごとの年度とする。ただし、前項の規定により管理者の承認を受けた一部事務組合及び広域連合は、令和6年度及び以降20年ごとの年度とする。

## 6 鹿児島県市町村総合事務組合退職手当負担金条例第2条の組合市町村ごとに定める割合を定める規則（抜粋）

負担率	該 当 市 町 村
1,000分の50	志布志市，指宿南九州消防組合，曾於南部厚生事務組合，熊毛地区消防組合
1,000分の80	三島村，大隅肝属地区消防組合
1,000分の90	伊佐市，南種子町，阿久根地区消防組合，伊佐湧水消防組合
1,000分の100	中種子町，知名町，大隅曾於地区消防組合，徳之島地区消防組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合
1,000分の110	鹿屋市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，曾於市，和泊町
1,000分の120	指宿市，奄美市，始良市，喜界町，中南衛生管理組合
1,000分の130	さつま町，大島地区消防組合，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介護保険組合，種子島地区広域事務組合，公立種子島病院組合
1,000分の140	長島町，湧水町，大和村，宇検村
1,000分の150	南大隅町，屋久島町，瀬戸内町，いちき串木野市・日置市衛生処理組合，南大隅衛生管理組合
1,000分の160	北薩広域行政事務組合
1,000分の170	霧島市，徳之島町，与論町
1,000分の180	出水市，日置市，東串良町，伊仙町，曾於北部衛生処理組合
1,000分の200	阿久根市，いちき串木野市，南さつま市，肝付町，指宿広域市町村圏組合
1,000分の210	南九州市，大崎町，沖永良部与論地区広域事務組合
1,000分の220	龍郷町，沖永良部衛生管理組合，伊佐北始良火葬場管理組合
1,000分の230	十島村，大隅肝属広域事務組合
1,000分の250	沖永良部バス企業団，伊佐北始良環境管理組合
1,000分の270	枕崎市
1,000分の280	錦江町
1,000分の320	天城町
1,000分の330	大島地区衛生組合
1,000分の340	奄美群島広域事務組合

7 一般職の退職理由別・勤続年数別退職手当基本額支給率一覧表 (平成30年4月1日から)

で囲った部分が国と違う箇所

	3条	4条	5条	83.7/100			
年	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死 通勤死傷	公務外傷病	整理・公 務上死傷
1年未満	0.5022(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837000	0.837000	1.2555(2.7a)
1	0.502200	0.837000	0.837000	0.837000	0.837000	0.837000	1.2555(3.6a)
2	1.004400	1.674000	1.674000	1.674000	1.674000	1.674000	2.511(4.5a)
3	1.506600	2.511000	2.511000	2.511000	2.511000	2.511000	3.7665(5.4a)
4	2.008800	3.348000	3.348000	3.348000	3.348000	3.348000	5.022(5.4a)
5	2.511000	4.185000	4.185000	4.185000	4.185000	4.185000	6.277500
6	3.013200	5.022000	5.022000	5.022000	5.022000	5.022000	7.533000
7	3.515400	5.859000	5.859000	5.859000	5.859000	5.859000	8.788500
8	4.017600	6.696000	6.696000	6.696000	6.696000	6.696000	10.044000
9	4.519800	7.533000	7.533000	7.533000	7.533000	7.533000	11.299500
10	5.022000	12.555000	8.370000	8.370000	8.370000	8.370000	12.555000
11	7.432560	13.936050	11.613375	11.613375	11.613375	9.290700	13.936050
12	8.169120	15.317100	12.764250	12.764250	12.764250	10.211400	15.317100
13	8.905680	16.698150	13.915125	13.915125	13.915125	11.132100	16.698150
14	9.642240	18.079200	15.066000	15.066000	15.066000	12.052800	18.079200
15	10.378800	19.460250	16.216875	16.216875	16.216875	12.973500	19.460250
16	12.881430	20.841300	17.890875	17.890875	17.890875	14.312700	20.841300
17	14.086710	22.222350	19.564875	19.564875	19.564875	15.651900	22.222350
18	15.291990	23.603400	21.238875	21.238875	21.238875	16.991100	23.603400
19	16.497270	24.984450	22.912875	22.912875	22.912875	18.330300	24.984450
20	19.669500	26.365500	26.365500	26.365500	24.586875	19.669500	26.365500
21	21.343500	27.746550	27.746550	27.746550	26.260875	21.343500	27.746550
22	23.017500	29.127600	29.127600	29.127600	27.934875	23.017500	29.127600
23	24.691500	30.508650	30.508650	30.508650	29.608875	24.691500	30.508650
24	26.365500	31.889700	31.889700	31.889700	31.282875	26.365500	31.889700
25	28.039500	33.270750	33.270750	33.270750	33.270750	28.039500	33.270750
26	29.378700	34.777350	34.777350	34.777350	34.777350	29.378700	34.777350
27	30.717900	36.283950	36.283950	36.283950	36.283950	30.717900	36.283950
28	32.057100	37.790550	37.790550	37.790550	37.790550	32.057100	37.790550
29	33.396300	39.297150	39.297150	39.297150	39.297150	33.396300	39.297150
30	34.735500	40.803750	40.803750	40.803750	40.803750	34.735500	40.803750
31	35.739900	42.310350	42.310350	42.310350	42.310350	35.739900	42.310350
32	36.744300	43.816950	43.816950	43.816950	43.816950	36.744300	43.816950
33	37.748700	45.323550	45.323550	45.323550	45.323550	37.748700	45.323550
34	38.753100	46.830150	46.830150	46.830150	46.830150	38.753100	46.830150
35	39.757500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	39.757500	47.709000
36	40.761900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.761900	47.709000
37	41.766300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.766300	47.709000
38	42.770700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.770700	47.709000
39	43.775100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.775100	47.709000
40	44.779500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.779500	47.709000
41	45.783900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.783900	47.709000
42	46.788300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.788300	47.709000
43	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000

(注1) この表は勤続年数ごとの支給率を表しているが、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。  
(注2) ( ) 内は、第6条の5の最低保障である。  
(注3) aは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額合計額をいう。  
(注4) 勸奨及び応募認定(第1号)の20年以上25年未満は50歳以上の場合であり、50歳未満の場合は、公務外死亡・通勤死傷と同じ率である。

## 8 国家公務員退職理由別・勤続年数別退職手当基本額支給率一覧表 (平成30年1月1日から)

で囲った部分が本組合と違う箇所

	3条	4条	5条	83.7/100		
年	自己都合	定年	応募認定 (第1号)	公務外死 通勤死傷	公務外傷病	整理・公 務上死傷
1年未満	0.5022(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837000	0.837000	1.2555(2.7a)
1	0.502200	0.837000	0.837000	0.837000	0.837000	1.2555(3.6a)
2	1.004400	1.674000	1.674000	1.674000	1.674000	2.511(4.5a)
3	1.506600	2.511000	2.511000	2.511000	2.511000	3.7665(5.4a)
4	2.008800	3.348000	3.348000	3.348000	3.348000	5.022(5.4a)
5	2.511000	4.185000	4.185000	4.185000	4.185000	6.277500
6	3.013200	5.022000	5.022000	5.022000	5.022000	7.533000
7	3.515400	5.859000	5.859000	5.859000	5.859000	8.788500
8	4.017600	6.696000	6.696000	6.696000	6.696000	10.044000
9	4.519800	7.533000	7.533000	7.533000	7.533000	11.299500
10	5.022000	8.370000	8.370000	8.370000	8.370000	12.555000
11	7.432560	11.613375	11.613375	11.613375	9.290700	13.936050
12	8.169120	12.764250	12.764250	12.764250	10.211400	15.317100
13	8.905680	13.915125	13.915125	13.915125	11.132100	16.698150
14	9.642240	15.066000	15.066000	15.066000	12.052800	18.079200
15	10.378800	16.216875	16.216875	16.216875	12.973500	19.460250
16	12.881430	17.890875	17.890875	17.890875	14.312700	20.841300
17	14.086710	19.564875	19.564875	19.564875	15.651900	22.222350
18	15.291990	21.238875	21.238875	21.238875	16.991100	23.603400
19	16.497270	22.912875	22.912875	22.912875	18.330300	24.984450
20	19.669500	24.586875	24.586875	24.586875	19.669500	26.365500
21	21.343500	26.260875	26.260875	26.260875	21.343500	27.746550
22	23.017500	27.934875	27.934875	27.934875	23.017500	29.127600
23	24.691500	29.608875	29.608875	29.608875	24.691500	30.508650
24	26.365500	31.282875	31.282875	31.282875	26.365500	31.889700
25	28.039500	33.270750	33.270750	33.270750	28.039500	33.270750
26	29.378700	34.777350	34.777350	34.777350	29.378700	34.777350
27	30.717900	36.283950	36.283950	36.283950	30.717900	36.283950
28	32.057100	37.790550	37.790550	37.790550	32.057100	37.790550
29	33.396300	39.297150	39.297150	39.297150	33.396300	39.297150
30	34.735500	40.803750	40.803750	40.803750	34.735500	40.803750
31	35.739900	42.310350	42.310350	42.310350	35.739900	42.310350
32	36.744300	43.816950	43.816950	43.816950	36.744300	43.816950
33	37.748700	45.323550	45.323550	45.323550	37.748700	45.323550
34	38.753100	46.830150	46.830150	46.830150	38.753100	46.830150
35	39.757500	47.709000	47.709000	47.709000	39.757500	47.709000
36	40.761900	47.709000	47.709000	47.709000	40.761900	47.709000
37	41.766300	47.709000	47.709000	47.709000	41.766300	47.709000
38	42.770700	47.709000	47.709000	47.709000	42.770700	47.709000
39	43.775100	47.709000	47.709000	47.709000	43.775100	47.709000
40	44.779500	47.709000	47.709000	47.709000	44.779500	47.709000
41	45.783900	47.709000	47.709000	47.709000	45.783900	47.709000
42	46.788300	47.709000	47.709000	47.709000	46.788300	47.709000
43	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000

(注1) ( ) 内は、第6条の5の最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額の合計額をいう。

(注3) 勸奨は、平成25年10月31日で廃止になり、平成25年11月1日から応募認定退職となった。



## 9 一般職の退職手当基本額の月別支給率早見表 (平成30年4月1日から)

年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公務上死傷
1	年未満	0.5022(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837(6月以上)	0.837000	0.837000	1.255500(2.7)
1	0	0.502200	0.837000	0.837000	0.837000	0.837000	0.837000	1.255500(3.6)
1	1	0.544050	0.906750	0.906750	0.906750	0.906750	0.906750	1.360125(3.6)
1	2	0.585900	0.976499	0.976499	0.976499	0.976499	0.976499	1.464750(3.6)
1	3	0.627750	1.046250	1.046250	1.046250	1.046250	1.046250	1.569375(3.6)
1	4	0.669600	1.116000	1.116000	1.116000	1.116000	1.116000	1.674000(3.6)
1	5	0.711450	1.185749	1.185749	1.185749	1.185749	1.185749	1.778625(3.6)
1	6	0.753300	1.255500	1.255500	1.255500	1.255500	1.255500	1.883250(3.6)
1	7	0.795150	1.325250	1.325250	1.325250	1.325250	1.325250	1.987875(3.6)
1	8	0.837000	1.394999	1.394999	1.394999	1.394999	1.394999	2.092500(3.6)
1	9	0.878850	1.464750	1.464750	1.464750	1.464750	1.464750	2.197125(3.6)
1	10	0.920700	1.534500	1.534500	1.534500	1.534500	1.534500	2.301750(3.6)
1	11	0.962550	1.604249	1.604249	1.604249	1.604249	1.604249	2.406375(3.6)
2	0	1.004400	1.674000	1.674000	1.674000	1.674000	1.674000	2.511000(4.5)
2	1	1.046250	1.743750	1.743750	1.743750	1.743750	1.743750	2.615625(4.5)
2	2	1.088100	1.813499	1.813499	1.813499	1.813499	1.813499	2.720250(4.5)
2	3	1.129950	1.883250	1.883250	1.883250	1.883250	1.883250	2.824875(4.5)
2	4	1.171800	1.953000	1.953000	1.953000	1.953000	1.953000	2.929500(4.5)
2	5	1.213650	2.022749	2.022749	2.022749	2.022749	2.022749	3.034125(4.5)
2	6	1.255500	2.092500	2.092500	2.092500	2.092500	2.092500	3.138750(4.5)
2	7	1.297350	2.162250	2.162250	2.162250	2.162250	2.162250	3.243375(4.5)
2	8	1.339200	2.231999	2.231999	2.231999	2.231999	2.231999	3.348000(4.5)
2	9	1.381050	2.301750	2.301750	2.301750	2.301750	2.301750	3.452625(4.5)
2	10	1.422900	2.371500	2.371500	2.371500	2.371500	2.371500	3.557250(4.5)
2	11	1.464750	2.441249	2.441249	2.441249	2.441249	2.441249	3.661875(4.5)
3	0	1.506600	2.511000	2.511000	2.511000	2.511000	2.511000	3.766500(5.4)
3	1	1.548450	2.580750	2.580750	2.580750	2.580750	2.580750	3.871125(5.4)
3	2	1.590300	2.650499	2.650499	2.650499	2.650499	2.650499	3.975750(5.4)
3	3	1.632150	2.720250	2.720250	2.720250	2.720250	2.720250	4.080375(5.4)
3	4	1.674000	2.790000	2.790000	2.790000	2.790000	2.790000	4.185000(5.4)
3	5	1.715850	2.859749	2.859749	2.859749	2.859749	2.859749	4.289625(5.4)
3	6	1.757700	2.929500	2.929500	2.929500	2.929500	2.929500	4.394250(5.4)
3	7	1.799550	2.999250	2.999250	2.999250	2.999250	2.999250	4.498875(5.4)
3	8	1.841400	3.068999	3.068999	3.068999	3.068999	3.068999	4.603500(5.4)
3	9	1.883250	3.138750	3.138750	3.138750	3.138750	3.138750	4.708125(5.4)
3	10	1.925100	3.208500	3.208500	3.208500	3.208500	3.208500	4.812750(5.4)
3	11	1.966950	3.278249	3.278249	3.278249	3.278249	3.278249	4.917375(5.4)
4	0	2.008800	3.348000	3.348000	3.348000	3.348000	3.348000	5.022000(5.4)
4	1	2.050650	3.417750	3.417750	3.417750	3.417750	3.417750	5.126625(5.4)
4	2	2.092500	3.487499	3.487499	3.487499	3.487499	3.487499	5.231250(5.4)
4	3	2.134350	3.557250	3.557250	3.557250	3.557250	3.557250	5.335875(5.4)
4	4	2.176200	3.627000	3.627000	3.627000	3.627000	3.627000	5.440500
4	5	2.218050	3.696749	3.696749	3.696749	3.696749	3.696749	5.545125
4	6	2.259900	3.766500	3.766500	3.766500	3.766500	3.766500	5.649750
4	7	2.301750	3.836250	3.836250	3.836250	3.836250	3.836250	5.754375
4	8	2.343600	3.905999	3.905999	3.905999	3.905999	3.905999	5.859000
4	9	2.385450	3.975750	3.975750	3.975750	3.975750	3.975750	5.963625
4	10	2.427300	4.045500	4.045500	4.045500	4.045500	4.045500	6.068250
4	11	2.469150	4.115249	4.115249	4.115249	4.115249	4.115249	6.172875

(注1) ( )内は、第6条の5の最低保障である。

年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
5	0	2.511000	4.185000	4.185000	4.185000	4.185000	4.185000	6.277500
5	1	2.552850	4.254750	4.254750	4.254750	4.254750	4.254750	6.382125
5	2	2.594700	4.324499	4.324499	4.324499	4.324499	4.324499	6.486750
5	3	2.636550	4.394250	4.394250	4.394250	4.394250	4.394250	6.591375
5	4	2.678400	4.464000	4.464000	4.464000	4.464000	4.464000	6.696000
5	5	2.720250	4.533749	4.533749	4.533749	4.533749	4.533749	6.800625
5	6	2.762100	4.603500	4.603500	4.603500	4.603500	4.603500	6.905250
5	7	2.803950	4.673250	4.673250	4.673250	4.673250	4.673250	7.009875
5	8	2.845800	4.742999	4.742999	4.742999	4.742999	4.742999	7.114500
5	9	2.887650	4.812750	4.812750	4.812750	4.812750	4.812750	7.219125
5	10	2.929500	4.882500	4.882500	4.882500	4.882500	4.882500	7.323750
5	11	2.971350	4.952249	4.952249	4.952249	4.952249	4.952249	7.428375
6	0	3.013200	5.022000	5.022000	5.022000	5.022000	5.022000	7.533000
6	1	3.055050	5.091750	5.091750	5.091750	5.091750	5.091750	7.637625
6	2	3.096900	5.161499	5.161499	5.161499	5.161499	5.161499	7.742250
6	3	3.138750	5.231250	5.231250	5.231250	5.231250	5.231250	7.846875
6	4	3.180600	5.301000	5.301000	5.301000	5.301000	5.301000	7.951500
6	5	3.222450	5.370749	5.370749	5.370749	5.370749	5.370749	8.056125
6	6	3.264300	5.440500	5.440500	5.440500	5.440500	5.440500	8.160750
6	7	3.306150	5.510250	5.510250	5.510250	5.510250	5.510250	8.265375
6	8	3.348000	5.579999	5.579999	5.579999	5.579999	5.579999	8.370000
6	9	3.389850	5.649750	5.649750	5.649750	5.649750	5.649750	8.474625
6	10	3.431700	5.719500	5.719500	5.719500	5.719500	5.719500	8.579250
6	11	3.473550	5.789249	5.789249	5.789249	5.789249	5.789249	8.683875
7	0	3.515400	5.859000	5.859000	5.859000	5.859000	5.859000	8.788500
7	1	3.557250	5.928750	5.928750	5.928750	5.928750	5.928750	8.893125
7	2	3.599100	5.998499	5.998499	5.998499	5.998499	5.998499	8.997750
7	3	3.640950	6.068250	6.068250	6.068250	6.068250	6.068250	9.102375
7	4	3.682800	6.138000	6.138000	6.138000	6.138000	6.138000	9.207000
7	5	3.724650	6.207749	6.207749	6.207749	6.207749	6.207749	9.311625
7	6	3.766500	6.277500	6.277500	6.277500	6.277500	6.277500	9.416250
7	7	3.808350	6.347250	6.347250	6.347250	6.347250	6.347250	9.520875
7	8	3.850200	6.416999	6.416999	6.416999	6.416999	6.416999	9.625500
7	9	3.892050	6.486750	6.486750	6.486750	6.486750	6.486750	9.730125
7	10	3.933900	6.556500	6.556500	6.556500	6.556500	6.556500	9.834750
7	11	3.975750	6.626249	6.626249	6.626249	6.626249	6.626249	9.939375
8	0	4.017600	6.696000	6.696000	6.696000	6.696000	6.696000	10.044000
8	1	4.059450	6.765750	6.765750	6.765750	6.765750	6.765750	10.148625
8	2	4.101300	6.835499	6.835499	6.835499	6.835499	6.835499	10.253250
8	3	4.143150	6.905250	6.905250	6.905250	6.905250	6.905250	10.357875
8	4	4.185000	6.975000	6.975000	6.975000	6.975000	6.975000	10.462500
8	5	4.226850	7.044749	7.044749	7.044749	7.044749	7.044749	10.567125
8	6	4.268700	7.114500	7.114500	7.114500	7.114500	7.114500	10.671750
8	7	4.310550	7.184250	7.184250	7.184250	7.184250	7.184250	10.776375
8	8	4.352400	7.253999	7.253999	7.253999	7.253999	7.253999	10.881000
8	9	4.394250	7.323750	7.323750	7.323750	7.323750	7.323750	10.985625
8	10	4.436100	7.393500	7.393500	7.393500	7.393500	7.393500	11.090250
8	11	4.477950	7.463249	7.463249	7.463249	7.463249	7.463249	11.194875

年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
9	0	4.519800	7.533000	7.533000	7.533000	7.533000	7.533000	11.299500
9	1	4.561650	7.602750	7.602750	7.602750	7.602750	7.602750	11.404125
9	2	4.603500	7.672499	7.672499	7.672499	7.672499	7.672499	11.508750
9	3	4.645350	7.742250	7.742250	7.742250	7.742250	7.742250	11.613375
9	4	4.687200	7.812000	7.812000	7.812000	7.812000	7.812000	11.718000
9	5	4.729050	7.881749	7.881749	7.881749	7.881749	7.881749	11.822625
9	6	4.770900	7.951500	7.951500	7.951500	7.951500	7.951500	11.927250
9	7	4.812750	8.021250	8.021250	8.021250	8.021250	8.021250	12.031875
9	8	4.854600	8.090999	8.090999	8.090999	8.090999	8.090999	12.136500
9	9	4.896450	8.160750	8.160750	8.160750	8.160750	8.160750	12.241125
9	10	4.938300	8.230500	8.230500	8.230500	8.230500	8.230500	12.345750
9	11	4.980150	8.300249	8.300249	8.300249	8.300249	8.300249	12.450375
10	0	5.022000	12.555000	8.370000	8.370000	8.370000	8.370000	12.555000
10	1	5.068035	12.670088	8.446724	8.446724	8.446724	8.446724	12.670088
10	2	5.114070	12.785174	8.523450	8.523450	8.523450	8.523450	12.785174
10	3	5.160105	12.900263	8.600175	8.600175	8.600175	8.600175	12.900263
10	4	5.206140	13.015350	8.676899	8.676899	8.676899	8.676899	13.015350
10	5	5.252175	13.130437	8.753625	8.753625	8.753625	8.753625	13.130437
10	6	5.298210	13.245525	8.830350	8.830350	8.830350	8.830350	13.245525
10	7	5.344245	13.360613	8.907074	8.907074	8.907074	8.907074	13.360613
10	8	5.390280	13.475700	8.983800	8.983800	8.983800	8.983800	13.475700
10	9	5.436315	13.590788	9.060525	9.060525	9.060525	9.060525	13.590788
10	10	5.482350	13.705875	9.137249	9.137249	9.137249	9.137249	13.705875
10	11	5.528385	13.820963	9.213975	9.213975	9.213975	9.213975	13.820963
11	0	7.432560	13.936050	11.613375	11.613375	11.613375	9.290700	13.936050
11	1	7.493940	14.051138	11.709281	11.709281	11.709281	9.367424	14.051138
11	2	7.555319	14.166225	11.805187	11.805187	11.805187	9.444150	14.166225
11	3	7.616700	14.281313	11.901094	11.901094	11.901094	9.520875	14.281313
11	4	7.678080	14.396400	11.997000	11.997000	11.997000	9.597599	14.396400
11	5	7.739459	14.511488	12.092906	12.092906	12.092906	9.674325	14.511488
11	6	7.800840	14.626575	12.188813	12.188813	12.188813	9.751050	14.626575
11	7	7.862219	14.741663	12.284718	12.284718	12.284718	9.827774	14.741663
11	8	7.923599	14.856750	12.380624	12.380624	12.380624	9.904500	14.856750
11	9	7.984980	14.971838	12.476531	12.476531	12.476531	9.981225	14.971838
11	10	8.046360	15.086925	12.572437	12.572437	12.572437	10.057949	15.086925
11	11	8.107739	15.202013	12.668343	12.668343	12.668343	10.134675	15.202013
12	0	8.169120	15.317100	12.764250	12.764250	12.764250	10.211400	15.317100
12	1	8.230500	15.432188	12.860156	12.860156	12.860156	10.288124	15.432188
12	2	8.291879	15.547275	12.956062	12.956062	12.956062	10.364850	15.547275
12	3	8.353260	15.662363	13.051969	13.051969	13.051969	10.441575	15.662363
12	4	8.414640	15.777450	13.147875	13.147875	13.147875	10.518299	15.777450
12	5	8.476019	15.892538	13.243781	13.243781	13.243781	10.595025	15.892538
12	6	8.537400	16.007625	13.339688	13.339688	13.339688	10.671750	16.007625
12	7	8.598780	16.122713	13.435593	13.435593	13.435593	10.748474	16.122713
12	8	8.660159	16.237800	13.531499	13.531499	13.531499	10.825200	16.237800
12	9	8.721540	16.352888	13.627406	13.627406	13.627406	10.901925	16.352888
12	10	8.782920	16.467975	13.723312	13.723312	13.723312	10.978649	16.467975
12	11	8.844299	16.583063	13.819218	13.819218	13.819218	11.055375	16.583063

年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
13	0	8.905680	16.698150	13.915125	13.915125	13.915125	11.132100	16.698150
13	1	8.967060	16.813238	14.011031	14.011031	14.011031	11.208824	16.813238
13	2	9.028439	16.928325	14.106937	14.106937	14.106937	11.285550	16.928325
13	3	9.089820	17.043413	14.202844	14.202844	14.202844	11.362275	17.043413
13	4	9.151200	17.158500	14.298750	14.298750	14.298750	11.438999	17.158500
13	5	9.212579	17.273588	14.394656	14.394656	14.394656	11.515725	17.273588
13	6	9.273960	17.388675	14.490563	14.490563	14.490563	11.592450	17.388675
13	7	9.335340	17.503763	14.586468	14.586468	14.586468	11.669174	17.503763
13	8	9.396719	17.618850	14.682374	14.682374	14.682374	11.745900	17.618850
13	9	9.458100	17.733938	14.778281	14.778281	14.778281	11.822625	17.733938
13	10	9.519480	17.849025	14.874187	14.874187	14.874187	11.899349	17.849025
13	11	9.580859	17.964113	14.970093	14.970093	14.970093	11.976075	17.964113
14	0	9.642240	18.079200	15.066000	15.066000	15.066000	12.052800	18.079200
14	1	9.703620	18.194288	15.161906	15.161906	15.161906	12.129524	18.194288
14	2	9.764999	18.309375	15.257812	15.257812	15.257812	12.206250	18.309375
14	3	9.826380	18.424463	15.353719	15.353719	15.353719	12.282975	18.424463
14	4	9.887760	18.539550	15.449625	15.449625	15.449625	12.359699	18.539550
14	5	9.949139	18.654638	15.545531	15.545531	15.545531	12.436425	18.654638
14	6	10.010520	18.769725	15.641438	15.641438	15.641438	12.513150	18.769725
14	7	10.071899	18.884813	15.737343	15.737343	15.737343	12.589874	18.884813
14	8	10.133279	18.999900	15.833249	15.833249	15.833249	12.666600	18.999900
14	9	10.194660	19.114988	15.929156	15.929156	15.929156	12.743325	19.114988
14	10	10.256040	19.230075	16.025062	16.025062	16.025062	12.820049	19.230075
14	11	10.317419	19.345163	16.120968	16.120968	16.120968	12.896775	19.345163
15	0	10.378800	19.460250	16.216875	16.216875	16.216875	12.973500	19.460250
15	1	10.468079	19.575338	16.356374	16.356374	16.356374	13.085100	19.575338
15	2	10.557360	19.690425	16.495875	16.495875	16.495875	13.196699	19.690425
15	3	10.646640	19.805513	16.635375	16.635375	16.635375	13.308300	19.805513
15	4	10.735919	19.920600	16.774874	16.774874	16.774874	13.419900	19.920600
15	5	10.825199	20.035688	16.914374	16.914374	16.914374	13.531499	20.035688
15	6	10.914480	20.150775	17.053875	17.053875	17.053875	13.643100	20.150775
15	7	11.003759	20.265863	17.193374	17.193374	17.193374	13.754700	20.265863
15	8	11.093040	20.380950	17.332875	17.332875	17.332875	13.866299	20.380950
15	9	11.182320	20.496038	17.472375	17.472375	17.472375	13.977900	20.496038
15	10	11.271599	20.611125	17.611874	17.611874	17.611874	14.089500	20.611125
15	11	11.360880	20.726213	17.751375	17.751375	17.751375	14.201099	20.726213
16	0	12.881430	20.841300	17.890875	17.890875	17.890875	14.312700	20.841300
16	1	12.981870	20.956388	18.030374	18.030374	18.030374	14.424300	20.956388
16	2	13.082310	21.071475	18.169875	18.169875	18.169875	14.535899	21.071475
16	3	13.182750	21.186563	18.309375	18.309375	18.309375	14.647500	21.186563
16	4	13.283190	21.301650	18.448874	18.448874	18.448874	14.759100	21.301650
16	5	13.383630	21.416738	18.588375	18.588375	18.588375	14.870699	21.416738
16	6	13.484070	21.531825	18.727875	18.727875	18.727875	14.982300	21.531825
16	7	13.584510	21.646913	18.867374	18.867374	18.867374	15.093900	21.646913
16	8	13.684950	21.762000	19.006875	19.006875	19.006875	15.205499	21.762000
16	9	13.785390	21.877088	19.146375	19.146375	19.146375	15.317100	21.877088
16	10	13.885830	21.992175	19.285874	19.285874	19.285874	15.428700	21.992175
16	11	13.986270	22.107263	19.425375	19.425375	19.425375	15.540299	22.107263



年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
17	0	14.086710	22.222350	19.564875	19.564875	19.564875	15.651900	22.222350
17	1	14.187150	22.337438	19.704374	19.704374	19.704374	15.763500	22.337438
17	2	14.287590	22.452525	19.843875	19.843875	19.843875	15.875099	22.452525
17	3	14.388030	22.567613	19.983375	19.983375	19.983375	15.986700	22.567613
17	4	14.488470	22.682700	20.122874	20.122874	20.122874	16.098300	22.682700
17	5	14.588910	22.797788	20.262375	20.262375	20.262375	16.209899	22.797788
17	6	14.689350	22.912875	20.401875	20.401875	20.401875	16.321500	22.912875
17	7	14.789790	23.027963	20.541374	20.541374	20.541374	16.433100	23.027963
17	8	14.890230	23.143050	20.680875	20.680875	20.680875	16.544699	23.143050
17	9	14.990670	23.258138	20.820375	20.820375	20.820375	16.656300	23.258138
17	10	15.091110	23.373225	20.959874	20.959874	20.959874	16.767900	23.373225
17	11	15.191550	23.488313	21.099375	21.099375	21.099375	16.879499	23.488313
18	0	15.291990	23.603400	21.238875	21.238875	21.238875	16.991100	23.603400
18	1	15.392430	23.718488	21.378374	21.378374	21.378374	17.102700	23.718488
18	2	15.492870	23.833575	21.517875	21.517875	21.517875	17.214299	23.833575
18	3	15.593310	23.948663	21.657375	21.657375	21.657375	17.325900	23.948663
18	4	15.693750	24.063750	21.796874	21.796874	21.796874	17.437500	24.063750
18	5	15.794190	24.178838	21.936375	21.936375	21.936375	17.549099	24.178838
18	6	15.894630	24.293925	22.075875	22.075875	22.075875	17.660700	24.293925
18	7	15.995070	24.409013	22.215374	22.215374	22.215374	17.772300	24.409013
18	8	16.095510	24.524100	22.354875	22.354875	22.354875	17.883899	24.524100
18	9	16.195950	24.639188	22.494375	22.494375	22.494375	17.995500	24.639188
18	10	16.296390	24.754275	22.633874	22.633874	22.633874	18.107100	24.754275
18	11	16.396830	24.869363	22.773375	22.773375	22.773375	18.218699	24.869363
19	0	16.497270	24.984450	22.912875	22.912875	22.912875	18.330300	24.984450
19	1	16.597710	25.099538	23.052374	23.052374	23.052374	18.441900	25.099538
19	2	16.698150	25.214625	23.191875	23.191875	23.191875	18.553499	25.214625
19	3	16.798590	25.329713	23.331375	23.331375	23.331375	18.665100	25.329713
19	4	16.899030	25.444800	23.470874	23.470874	23.470874	18.776700	25.444800
19	5	16.999470	25.559888	23.610375	23.610375	23.610375	18.888299	25.559888
19	6	17.099910	25.674975	23.749875	23.749875	23.749875	18.999900	25.674975
19	7	17.200350	25.790063	23.889374	23.889374	23.889374	19.111500	25.790063
19	8	17.300790	25.905150	24.028875	24.028875	24.028875	19.223099	25.905150
19	9	17.401230	26.020238	24.168375	24.168375	24.168375	19.334700	26.020238
19	10	17.501670	26.135325	24.307874	24.307874	24.307874	19.446300	26.135325
19	11	17.602110	26.250413	24.447375	24.447375	24.447375	19.557899	26.250413
20	0	19.669500	26.365500	26.365500	26.365500	24.586875	19.669500	26.365500
20	1	19.808999	26.480588	26.480588	26.480588	24.726374	19.808999	26.480588
20	2	19.948500	26.595675	26.595675	26.595675	24.865875	19.948500	26.595675
20	3	20.088000	26.710763	26.710763	26.710763	25.005375	20.088000	26.710763
20	4	20.227499	26.825850	26.825850	26.825850	25.144874	20.227499	26.825850
20	5	20.367000	26.940938	26.940938	26.940938	25.284375	20.367000	26.940938
20	6	20.506500	27.056025	27.056025	27.056025	25.423875	20.506500	27.056025
20	7	20.645999	27.171113	27.171113	27.171113	25.563374	20.645999	27.171113
20	8	20.785500	27.286200	27.286200	27.286200	25.702875	20.785500	27.286200
20	9	20.925000	27.401288	27.401288	27.401288	25.842375	20.925000	27.401288
20	10	21.064499	27.516375	27.516375	27.516375	25.981874	21.064499	27.516375
20	11	21.203999	27.631463	27.631463	27.631463	26.121375	21.203999	27.631463

注 勸奨及び応募認定(第1号)の20年以上25年未満は50歳以上の場合(50歳未満の場合は、公務外死亡と同じ率)



年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
21	0	21.343500	27.746550	27.746550	27.746550	26.260875	21.343500	27.746550
21	1	21.482999	27.861638	27.861638	27.861638	26.400374	21.482999	27.861638
21	2	21.622500	27.976725	27.976725	27.976725	26.539875	21.622500	27.976725
21	3	21.762000	28.091813	28.091813	28.091813	26.679375	21.762000	28.091813
21	4	21.901499	28.206900	28.206900	28.206900	26.818874	21.901499	28.206900
21	5	22.041000	28.321988	28.321988	28.321988	26.958375	22.041000	28.321988
21	6	22.180500	28.437075	28.437075	28.437075	27.097875	22.180500	28.437075
21	7	22.319999	28.552163	28.552163	28.552163	27.237374	22.319999	28.552163
21	8	22.459500	28.667250	28.667250	28.667250	27.376875	22.459500	28.667250
21	9	22.599000	28.782337	28.782337	28.782337	27.516375	22.599000	28.782337
21	10	22.738499	28.897425	28.897425	28.897425	27.655874	22.738499	28.897425
21	11	22.878000	29.012513	29.012513	29.012513	27.795375	22.878000	29.012513
22	0	23.017500	29.127600	29.127600	29.127600	27.934875	23.017500	29.127600
22	1	23.156999	29.242688	29.242688	29.242688	28.074374	23.156999	29.242688
22	2	23.296500	29.357775	29.357775	29.357775	28.213875	23.296500	29.357775
22	3	23.436000	29.472863	29.472863	29.472863	28.353375	23.436000	29.472863
22	4	23.575499	29.587950	29.587950	29.587950	28.492874	23.575499	29.587950
22	5	23.715000	29.703038	29.703038	29.703038	28.632375	23.715000	29.703038
22	6	23.854500	29.818125	29.818125	29.818125	28.771875	23.854500	29.818125
22	7	23.993999	29.933213	29.933213	29.933213	28.911374	23.993999	29.933213
22	8	24.133499	30.048300	30.048300	30.048300	29.050875	24.133499	30.048300
22	9	24.273000	30.163388	30.163388	30.163388	29.190375	24.273000	30.163388
22	10	24.412499	30.278475	30.278475	30.278475	29.329874	24.412499	30.278475
22	11	24.552000	30.393563	30.393563	30.393563	29.469375	24.552000	30.393563
23	0	24.691500	30.508650	30.508650	30.508650	29.608875	24.691500	30.508650
23	1	24.830999	30.623738	30.623738	30.623738	29.748374	24.830999	30.623738
23	2	24.970500	30.738825	30.738825	30.738825	29.887875	24.970500	30.738825
23	3	25.110000	30.853913	30.853913	30.853913	30.027375	25.110000	30.853913
23	4	25.249499	30.969000	30.969000	30.969000	30.166874	25.249499	30.969000
23	5	25.389000	31.084088	31.084088	31.084088	30.306375	25.389000	31.084088
23	6	25.528500	31.199175	31.199175	31.199175	30.445875	25.528500	31.199175
23	7	25.667999	31.314263	31.314263	31.314263	30.585374	25.667999	31.314263
23	8	25.807500	31.429350	31.429350	31.429350	30.724875	25.807500	31.429350
23	9	25.947000	31.544438	31.544438	31.544438	30.864375	25.947000	31.544438
23	10	26.086499	31.659525	31.659525	31.659525	31.003874	26.086499	31.659525
23	11	26.225999	31.774612	31.774612	31.774612	31.143375	26.225999	31.774612
24	0	26.365500	31.889700	31.889700	31.889700	31.282875	26.365500	31.889700
24	1	26.504999	32.004788	32.004788	32.004788	31.422374	26.504999	32.004788
24	2	26.644500	32.119875	32.119875	32.119875	31.561875	26.644500	32.119875
24	3	26.784000	32.234963	32.234963	32.234963	31.701375	26.784000	32.234963
24	4	26.923499	32.350050	32.350050	32.350050	31.840874	26.923499	32.350050
24	5	27.063000	32.465137	32.465137	32.465137	31.980375	27.063000	32.465137
24	6	27.202500	32.580225	32.580225	32.580225	32.119875	27.202500	32.580225
24	7	27.341999	32.695313	32.695313	32.695313	32.259374	27.341999	32.695313
24	8	27.481499	32.810400	32.810400	32.810400	32.398874	27.481499	32.810400
24	9	27.621000	32.925487	32.925487	32.925487	32.538375	27.621000	32.925488
24	10	27.760499	33.040575	33.040575	33.040575	32.677874	27.760499	33.040575
24	11	27.899999	33.155663	33.155663	33.155663	32.817375	27.899999	33.155663

注 勸奨及び応募認定(第1号)の20年以上25年未満は50歳以上の場合(50歳未満の場合は、公務外死亡と同じ率)

年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
25	0	28.039500	33.270750	33.270750	33.270750	33.270750	28.039500	33.270750
25	1	28.151099	33.396300	33.396300	33.396300	33.396300	28.151099	33.396300
25	2	28.262699	33.521850	33.521850	33.521850	33.521850	28.262699	33.521850
25	3	28.374300	33.647400	33.647400	33.647400	33.647400	28.374300	33.647400
25	4	28.485900	33.772949	33.772949	33.772949	33.772949	28.485900	33.772949
25	5	28.597499	33.898500	33.898500	33.898500	33.898500	28.597499	33.898500
25	6	28.709100	34.024050	34.024050	34.024050	34.024050	28.709100	34.024050
25	7	28.820700	34.149600	34.149600	34.149600	34.149600	28.820700	34.149600
25	8	28.932299	34.275150	34.275150	34.275150	34.275150	28.932299	34.275150
25	9	29.043900	34.400700	34.400700	34.400700	34.400700	29.043900	34.400700
25	10	29.155500	34.526250	34.526250	34.526250	34.526250	29.155500	34.526250
25	11	29.267099	34.651800	34.651800	34.651800	34.651800	29.267099	34.651800
26	0	29.378700	34.777350	34.777350	34.777350	34.777350	29.378700	34.777350
26	1	29.490299	34.902900	34.902900	34.902900	34.902900	29.490299	34.902900
26	2	29.601899	35.028450	35.028450	35.028450	35.028450	29.601899	35.028450
26	3	29.713500	35.154000	35.154000	35.154000	35.154000	29.713500	35.154000
26	4	29.825100	35.279550	35.279550	35.279550	35.279550	29.825100	35.279550
26	5	29.936699	35.405100	35.405100	35.405100	35.405100	29.936699	35.405100
26	6	30.048300	35.530650	35.530650	35.530650	35.530650	30.048300	35.530650
26	7	30.159900	35.656200	35.656200	35.656200	35.656200	30.159900	35.656200
26	8	30.271499	35.781750	35.781750	35.781750	35.781750	30.271499	35.781750
26	9	30.383100	35.907300	35.907300	35.907300	35.907300	30.383100	35.907300
26	10	30.494700	36.032850	36.032850	36.032850	36.032850	30.494700	36.032850
26	11	30.606299	36.158400	36.158400	36.158400	36.158400	30.606299	36.158400
27	0	30.717900	36.283950	36.283950	36.283950	36.283950	30.717900	36.283950
27	1	30.829500	36.409500	36.409500	36.409500	36.409500	30.829500	36.409500
27	2	30.941099	36.535050	36.535050	36.535050	36.535050	30.941099	36.535050
27	3	31.052700	36.660600	36.660600	36.660600	36.660600	31.052700	36.660600
27	4	31.164300	36.786150	36.786150	36.786150	36.786150	31.164300	36.786150
27	5	31.275899	36.911700	36.911700	36.911700	36.911700	31.275899	36.911700
27	6	31.387500	37.037250	37.037250	37.037250	37.037250	31.387500	37.037250
27	7	31.499099	37.162800	37.162800	37.162800	37.162800	31.499099	37.162800
27	8	31.610699	37.288350	37.288350	37.288350	37.288350	31.610699	37.288350
27	9	31.722300	37.413900	37.413900	37.413900	37.413900	31.722300	37.413900
27	10	31.833900	37.539450	37.539450	37.539450	37.539450	31.833900	37.539450
27	11	31.945499	37.665000	37.665000	37.665000	37.665000	31.945499	37.665000
28	0	32.057100	37.790550	37.790550	37.790550	37.790550	32.057100	37.790550
28	1	32.168700	37.916100	37.916100	37.916100	37.916100	32.168700	37.916100
28	2	32.280299	38.041650	38.041650	38.041650	38.041650	32.280299	38.041650
28	3	32.391900	38.167200	38.167200	38.167200	38.167200	32.391900	38.167200
28	4	32.503499	38.292750	38.292750	38.292750	38.292750	32.503499	38.292750
28	5	32.615099	38.418300	38.418300	38.418300	38.418300	32.615099	38.418300
28	6	32.726700	38.543850	38.543850	38.543850	38.543850	32.726700	38.543850
28	7	32.838300	38.669400	38.669400	38.669400	38.669400	32.838300	38.669400
28	8	32.949899	38.794950	38.794950	38.794950	38.794950	32.949899	38.794950
28	9	33.061500	38.920500	38.920500	38.920500	38.920500	33.061500	38.920500
28	10	33.173100	39.046050	39.046050	39.046050	39.046050	33.173100	39.046050
28	11	33.284699	39.171600	39.171600	39.171600	39.171600	33.284699	39.171600

年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公務 上死傷
29	0	33.396300	39.297150	39.297150	39.297150	39.297150	33.396300	39.297150
29	1	33.507900	39.422700	39.422700	39.422700	39.422700	33.507900	39.422700
29	2	33.619499	39.548250	39.548250	39.548250	39.548250	33.619499	39.548250
29	3	33.731100	39.673800	39.673800	39.673800	39.673800	33.731100	39.673800
29	4	33.842700	39.799350	39.799350	39.799350	39.799350	33.842700	39.799350
29	5	33.954299	39.924900	39.924900	39.924900	39.924900	33.954299	39.924900
29	6	34.065900	40.050450	40.050450	40.050450	40.050450	34.065900	40.050450
29	7	34.177500	40.176000	40.176000	40.176000	40.176000	34.177500	40.176000
29	8	34.289099	40.301550	40.301550	40.301550	40.301550	34.289099	40.301550
29	9	34.400700	40.427100	40.427100	40.427100	40.427100	34.400700	40.427100
29	10	34.512300	40.552650	40.552650	40.552650	40.552650	34.512300	40.552650
29	11	34.623899	40.678200	40.678200	40.678200	40.678200	34.623899	40.678200
30	0	34.735500	40.803750	40.803750	40.803750	40.803750	34.735500	40.803750
30	1	34.819200	40.929300	40.929300	40.929300	40.929300	34.819200	40.929300
30	2	34.902900	41.054850	41.054850	41.054850	41.054850	34.902900	41.054850
30	3	34.986600	41.180400	41.180400	41.180400	41.180400	34.986600	41.180400
30	4	35.070300	41.305950	41.305950	41.305950	41.305950	35.070300	41.305950
30	5	35.154000	41.431500	41.431500	41.431500	41.431500	35.154000	41.431500
30	6	35.237700	41.557050	41.557050	41.557050	41.557050	35.237700	41.557050
30	7	35.321400	41.682600	41.682600	41.682600	41.682600	35.321400	41.682600
30	8	35.405100	41.808150	41.808150	41.808150	41.808150	35.405100	41.808150
30	9	35.488800	41.933700	41.933700	41.933700	41.933700	35.488800	41.933700
30	10	35.572500	42.059250	42.059250	42.059250	42.059250	35.572500	42.059250
30	11	35.656200	42.184800	42.184800	42.184800	42.184800	35.656200	42.184800
31	0	35.739900	42.310350	42.310350	42.310350	42.310350	35.739900	42.310350
31	1	35.823600	42.435900	42.435900	42.435900	42.435900	35.823600	42.435900
31	2	35.907300	42.561450	42.561450	42.561450	42.561450	35.907300	42.561450
31	3	35.991000	42.687000	42.687000	42.687000	42.687000	35.991000	42.687000
31	4	36.074700	42.812550	42.812550	42.812550	42.812550	36.074700	42.812550
31	5	36.158400	42.938100	42.938100	42.938100	42.938100	36.158400	42.938100
31	6	36.242100	43.063650	43.063650	43.063650	43.063650	36.242100	43.063650
31	7	36.325800	43.189200	43.189200	43.189200	43.189200	36.325800	43.189200
31	8	36.409500	43.314750	43.314750	43.314750	43.314750	36.409500	43.314750
31	9	36.493200	43.440300	43.440300	43.440300	43.440300	36.493200	43.440300
31	10	36.576900	43.565850	43.565850	43.565850	43.565850	36.576900	43.565850
31	11	36.660600	43.691400	43.691400	43.691400	43.691400	36.660600	43.691400
32	0	36.744300	43.816950	43.816950	43.816950	43.816950	36.744300	43.816950
32	1	36.828000	43.942500	43.942500	43.942500	43.942500	36.828000	43.942500
32	2	36.911700	44.068050	44.068050	44.068050	44.068050	36.911700	44.068050
32	3	36.995400	44.193600	44.193600	44.193600	44.193600	36.995400	44.193600
32	4	37.079100	44.319150	44.319150	44.319150	44.319150	37.079100	44.319150
32	5	37.162800	44.444700	44.444700	44.444700	44.444700	37.162800	44.444700
32	6	37.246500	44.570250	44.570250	44.570250	44.570250	37.246500	44.570250
32	7	37.330200	44.695800	44.695800	44.695800	44.695800	37.330200	44.695800
32	8	37.413900	44.821350	44.821350	44.821350	44.821350	37.413900	44.821350
32	9	37.497600	44.946900	44.946900	44.946900	44.946900	37.497600	44.946900
32	10	37.581300	45.072450	45.072450	45.072450	45.072450	37.581300	45.072450
32	11	37.665000	45.198000	45.198000	45.198000	45.198000	37.665000	45.198000

年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
33	0	37.748700	45.323550	45.323550	45.323550	45.323550	37.748700	45.323550
33	1	37.832400	45.449100	45.449100	45.449100	45.449100	37.832400	45.449100
33	2	37.916100	45.574650	45.574650	45.574650	45.574650	37.916100	45.574650
33	3	37.999800	45.700200	45.700200	45.700200	45.700200	37.999800	45.700200
33	4	38.083500	45.825750	45.825750	45.825750	45.825750	38.083500	45.825750
33	5	38.167200	45.951300	45.951300	45.951300	45.951300	38.167200	45.951300
33	6	38.250900	46.076850	46.076850	46.076850	46.076850	38.250900	46.076850
33	7	38.334600	46.202400	46.202400	46.202400	46.202400	38.334600	46.202400
33	8	38.418300	46.327950	46.327950	46.327950	46.327950	38.418300	46.327950
33	9	38.502000	46.453500	46.453500	46.453500	46.453500	38.502000	46.453500
33	10	38.585700	46.579050	46.579050	46.579050	46.579050	38.585700	46.579050
33	11	38.669400	46.704600	46.704600	46.704600	46.704600	38.669400	46.704600
34	0	38.753100	46.830150	46.830150	46.830150	46.830150	38.753100	46.830150
34	1	38.836800	46.903388	46.903388	46.903388	46.903388	38.836800	46.903388
34	2	38.920500	46.976625	46.976625	46.976625	46.976625	38.920500	46.976625
34	3	39.004200	47.049863	47.049863	47.049863	47.049863	39.004200	47.049863
34	4	39.087900	47.123100	47.123100	47.123100	47.123100	39.087900	47.123100
34	5	39.171600	47.196337	47.196337	47.196337	47.196337	39.171600	47.196337
34	6	39.255300	47.269575	47.269575	47.269575	47.269575	39.255300	47.269575
34	7	39.339000	47.342813	47.342813	47.342813	47.342813	39.339000	47.342813
34	8	39.422700	47.416049	47.416049	47.416049	47.416049	39.422700	47.416049
34	9	39.506400	47.489288	47.489288	47.489288	47.489288	39.506400	47.489288
34	10	39.590100	47.562525	47.562525	47.562525	47.562525	39.590100	47.562525
34	11	39.673800	47.635762	47.635762	47.635762	47.635762	39.673800	47.635762
35	0	39.757500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	39.757500	47.709000
35	1	39.841200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	39.841200	47.709000
35	2	39.924900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	39.924900	47.709000
35	3	40.008600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.008600	47.709000
35	4	40.092300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.092300	47.709000
35	5	40.176000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.176000	47.709000
35	6	40.259700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.259700	47.709000
35	7	40.343400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.343400	47.709000
35	8	40.427100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.427100	47.709000
35	9	40.510800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.510800	47.709000
35	10	40.594500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.594500	47.709000
35	11	40.678200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.678200	47.709000
36	0	40.761900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.761900	47.709000
36	1	40.845600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.845600	47.709000
36	2	40.929300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	40.929300	47.709000
36	3	41.013000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.013000	47.709000
36	4	41.096700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.096700	47.709000
36	5	41.180400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.180400	47.709000
36	6	41.264100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.264100	47.709000
36	7	41.347800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.347800	47.709000
36	8	41.431500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.431500	47.709000
36	9	41.515200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.515200	47.709000
36	10	41.598900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.598900	47.709000
36	11	41.682600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.682600	47.709000



年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公 務上死傷
37	0	41.766300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.766300	47.709000
37	1	41.850000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.850000	47.709000
37	2	41.933700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	41.933700	47.709000
37	3	42.017400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.017400	47.709000
37	4	42.101100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.101100	47.709000
37	5	42.184800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.184800	47.709000
37	6	42.268500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.268500	47.709000
37	7	42.352200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.352200	47.709000
37	8	42.435900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.435900	47.709000
37	9	42.519600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.519600	47.709000
37	10	42.603300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.603300	47.709000
37	11	42.687000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.687000	47.709000
38	0	42.770700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.770700	47.709000
38	1	42.854400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.854400	47.709000
38	2	42.938100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	42.938100	47.709000
38	3	43.021800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.021800	47.709000
38	4	43.105500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.105500	47.709000
38	5	43.189200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.189200	47.709000
38	6	43.272900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.272900	47.709000
38	7	43.356600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.356600	47.709000
38	8	43.440300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.440300	47.709000
38	9	43.524000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.524000	47.709000
38	10	43.607700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.607700	47.709000
38	11	43.691400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.691400	47.709000
39	0	43.775100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.775100	47.709000
39	1	43.858800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.858800	47.709000
39	2	43.942500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	43.942500	47.709000
39	3	44.026200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.026200	47.709000
39	4	44.109900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.109900	47.709000
39	5	44.193600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.193600	47.709000
39	6	44.277300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.277300	47.709000
39	7	44.361000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.361000	47.709000
39	8	44.444700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.444700	47.709000
39	9	44.528400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.528400	47.709000
39	10	44.612100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.612100	47.709000
39	11	44.695800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.695800	47.709000
40	0	44.779500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.779500	47.709000
40	1	44.863200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.863200	47.709000
40	2	44.946900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	44.946900	47.709000
40	3	45.030600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.030600	47.709000
40	4	45.114300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.114300	47.709000
40	5	45.198000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.198000	47.709000
40	6	45.281700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.281700	47.709000
40	7	45.365400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.365400	47.709000
40	8	45.449100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.449100	47.709000
40	9	45.532800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.532800	47.709000
40	10	45.616500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.616500	47.709000
40	11	45.700200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.700200	47.709000



年	月	自己都合	定年	勸奨	応募認定 (第1号)	公務外死亡	公務外傷病	整理・公務 上死傷
41	0	45.783900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.783900	47.709000
41	1	45.867600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.867600	47.709000
41	2	45.951300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	45.951300	47.709000
41	3	46.035000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.035000	47.709000
41	4	46.118700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.118700	47.709000
41	5	46.202400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.202400	47.709000
41	6	46.286100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.286100	47.709000
41	7	46.369800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.369800	47.709000
41	8	46.453500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.453500	47.709000
41	9	46.537200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.537200	47.709000
41	10	46.620900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.620900	47.709000
41	11	46.704600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.704600	47.709000
42	0	46.788300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.788300	47.709000
42	1	46.872000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.872000	47.709000
42	2	46.955700	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	46.955700	47.709000
42	3	47.039400	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.039400	47.709000
42	4	47.123100	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.123100	47.709000
42	5	47.206800	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.206800	47.709000
42	6	47.290500	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.290500	47.709000
42	7	47.374200	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.374200	47.709000
42	8	47.457900	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.457900	47.709000
42	9	47.541600	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.541600	47.709000
42	10	47.625300	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.625300	47.709000
42	11	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	0	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	1	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	2	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	3	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	4	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	5	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	6	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	7	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	8	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	9	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	10	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
43	11	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	0	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	1	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	2	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	3	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	4	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	5	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	6	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	7	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	8	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	9	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	10	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
44	11	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000
45	0	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000	47.709000

10 一般職の退職手当の月別旧支給率早見表 (平成16年10月1日から平成18年3月31日まで)

旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
1	年未満	0.6(6月以上)	1.0(6月以上)	1.0(6月以上)	1.00000	1.00000	1.25000	1.500(2.7a)
1	0	0.60000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.25000	1.500(3.6a)
1	1	0.65000	1.08333	1.08333	1.08333	1.08333	1.35416	1.625(3.6a)
1	2	0.70000	1.16666	1.16666	1.16666	1.16666	1.45833	1.750(3.6a)
1	3	0.75000	1.25000	1.25000	1.25000	1.25000	1.56250	1.875(3.6a)
1	4	0.80000	1.33333	1.33333	1.33333	1.33333	1.66666	2.000(3.6a)
1	5	0.85000	1.41666	1.41666	1.41666	1.41666	1.77083	2.125(3.6a)
1	6	0.90000	1.50000	1.50000	1.50000	1.50000	1.87500	2.250(3.6a)
1	7	0.95000	1.58333	1.58333	1.58333	1.58333	1.97916	2.375(3.6a)
1	8	1.00000	1.66666	1.66666	1.66666	1.66666	2.08333	2.500(3.6a)
1	9	1.05000	1.75000	1.75000	1.75000	1.75000	2.18750	2.625(3.6a)
1	10	1.10000	1.83333	1.83333	1.83333	1.83333	2.29166	2.750(3.6a)
1	11	1.15000	1.91666	1.91666	1.91666	1.91666	2.39583	2.875(3.6a)
2	0	1.20000	2.00000	2.00000	2.00000	2.00000	2.50000	3.000(4.5a)
2	1	1.25000	2.08333	2.08333	2.08333	2.08333	2.60416	3.125(4.5a)
2	2	1.30000	2.16666	2.16666	2.16666	2.16666	2.70833	3.250(4.5a)
2	3	1.35000	2.25000	2.25000	2.25000	2.25000	2.81250	3.375(4.5a)
2	4	1.40000	2.33333	2.33333	2.33333	2.33333	2.91666	3.500(4.5a)
2	5	1.45000	2.41666	2.41666	2.41666	2.41666	3.02083	3.625(4.5a)
2	6	1.50000	2.50000	2.50000	2.50000	2.50000	3.12500	3.750(4.5a)
2	7	1.55000	2.58333	2.58333	2.58333	2.58333	3.22916	3.875(4.5a)
2	8	1.60000	2.66666	2.66666	2.66666	2.66666	3.33333	4.000(4.5a)
2	9	1.65000	2.75000	2.75000	2.75000	2.75000	3.43750	4.125(4.5a)
2	10	1.70000	2.83333	2.83333	2.83333	2.83333	3.54166	4.250(4.5a)
2	11	1.75000	2.91666	2.91666	2.91666	2.91666	3.64583	4.375(4.5a)
3	0	1.80000	3.00000	3.00000	3.00000	3.00000	3.75000	4.500(5.4a)
3	1	1.85000	3.08333	3.08333	3.08333	3.08333	3.85416	4.625(5.4a)
3	2	1.90000	3.16666	3.16666	3.16666	3.16666	3.95833	4.750(5.4a)
3	3	1.95000	3.25000	3.25000	3.25000	3.25000	4.06250	4.875(5.4a)
3	4	2.00000	3.33333	3.33333	3.33333	3.33333	4.16666	5.000(5.4a)
3	5	2.05000	3.41666	3.41666	3.41666	3.41666	4.27083	5.125(5.4a)
3	6	2.10000	3.50000	3.50000	3.50000	3.50000	4.37500	5.250(5.4a)
3	7	2.15000	3.58333	3.58333	3.58333	3.58333	4.47916	5.375(5.4a)
3	8	2.20000	3.66666	3.66666	3.66666	3.66666	4.58333	5.500
3	9	2.25000	3.75000	3.75000	3.75000	3.75000	4.68750	5.625
3	10	2.30000	3.83333	3.83333	3.83333	3.83333	4.79166	5.750
3	11	2.35000	3.91666	3.91666	3.91666	3.91666	4.89583	5.875
4	0	2.40000	4.00000	4.00000	4.00000	4.00000	5.00000	6.000
4	1	2.45000	4.08333	4.08333	4.08333	4.08333	5.10416	6.125
4	2	2.50000	4.16666	4.16666	4.16666	4.16666	5.20833	6.250
4	3	2.55000	4.25000	4.25000	4.25000	4.25000	5.31250	6.375
4	4	2.60000	4.33333	4.33333	4.33333	4.33333	5.41666	6.500
4	5	2.65000	4.41666	4.41666	4.41666	4.41666	5.52083	6.625
4	6	2.70000	4.50000	4.50000	4.50000	4.50000	5.62500	6.750
4	7	2.75000	4.58333	4.58333	4.58333	4.58333	5.72916	6.875
4	8	2.80000	4.66666	4.66666	4.66666	4.66666	5.83333	7.000
4	9	2.85000	4.75000	4.75000	4.75000	4.75000	5.93750	7.125
4	10	2.90000	4.83333	4.83333	4.83333	4.83333	6.04166	7.250
4	11	2.95000	4.91666	4.91666	4.91666	4.91666	6.14583	7.375

(注1) ( ) 内は、第6条の5の最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額の合計額をいう。

## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
5	0	3.000000	5.000000	5.000000	5.000000	5.000000	6.250000	7.500
5	1	3.050000	5.083333	5.083333	5.083333	5.083333	6.354166	7.625
5	2	3.100000	5.166666	5.166666	5.166666	5.166666	6.458333	7.750
5	3	3.150000	5.250000	5.250000	5.250000	5.250000	6.562500	7.875
5	4	3.200000	5.333333	5.333333	5.333333	5.333333	6.666666	8.000
5	5	3.250000	5.416666	5.416666	5.416666	5.416666	6.770833	8.125
5	6	3.300000	5.500000	5.500000	5.500000	5.500000	6.875000	8.250
5	7	3.350000	5.583333	5.583333	5.583333	5.583333	6.979166	8.375
5	8	3.400000	5.666666	5.666666	5.666666	5.666666	7.083333	8.500
5	9	3.450000	5.750000	5.750000	5.750000	5.750000	7.187500	8.625
5	10	3.500000	5.833333	5.833333	5.833333	5.833333	7.291666	8.750
5	11	3.550000	5.916666	5.916666	5.916666	5.916666	7.395833	8.875
6	0	4.500000	6.000000	6.000000	6.000000	6.000000	7.500000	9.000
6	1	4.562500	6.083333	6.083333	6.083333	6.083333	7.604166	9.125
6	2	4.625000	6.166666	6.166666	6.166666	6.166666	7.708333	9.250
6	3	4.687500	6.250000	6.250000	6.250000	6.250000	7.812500	9.375
6	4	4.750000	6.333333	6.333333	6.333333	6.333333	7.916666	9.500
6	5	4.812500	6.416666	6.416666	6.416666	6.416666	8.020833	9.625
6	6	4.875000	6.500000	6.500000	6.500000	6.500000	8.125000	9.750
6	7	4.937500	6.583333	6.583333	6.583333	6.583333	8.229166	9.875
6	8	5.000000	6.666666	6.666666	6.666666	6.666666	8.333333	10.000
6	9	5.062500	6.750000	6.750000	6.750000	6.750000	8.437500	10.125
6	10	5.125000	6.833333	6.833333	6.833333	6.833333	8.541666	10.250
6	11	5.187500	6.916666	6.916666	6.916666	6.916666	8.645833	10.375
7	0	5.250000	7.000000	7.000000	7.000000	7.000000	8.750000	10.500
7	1	5.312500	7.083333	7.083333	7.083333	7.083333	8.854166	10.625
7	2	5.375000	7.166666	7.166666	7.166666	7.166666	8.958333	10.750
7	3	5.437500	7.250000	7.250000	7.250000	7.250000	9.062500	10.875
7	4	5.500000	7.333333	7.333333	7.333333	7.333333	9.166666	11.000
7	5	5.562500	7.416666	7.416666	7.416666	7.416666	9.270833	11.125
7	6	5.625000	7.500000	7.500000	7.500000	7.500000	9.375000	11.250
7	7	5.687500	7.583333	7.583333	7.583333	7.583333	9.479166	11.375
7	8	5.750000	7.666666	7.666666	7.666666	7.666666	9.583333	11.500
7	9	5.812500	7.750000	7.750000	7.750000	7.750000	9.687500	11.625
7	10	5.875000	7.833333	7.833333	7.833333	7.833333	9.791666	11.750
7	11	5.937500	7.916666	7.916666	7.916666	7.916666	9.895833	11.875
8	0	6.000000	8.000000	8.000000	8.000000	8.000000	10.000000	12.000
8	1	6.062500	8.083333	8.083333	8.083333	8.083333	10.104166	12.125
8	2	6.125000	8.166666	8.166666	8.166666	8.166666	10.208333	12.250
8	3	6.187500	8.250000	8.250000	8.250000	8.250000	10.312500	12.375
8	4	6.250000	8.333333	8.333333	8.333333	8.333333	10.416666	12.500
8	5	6.312500	8.416666	8.416666	8.416666	8.416666	10.520833	12.625
8	6	6.375000	8.500000	8.500000	8.500000	8.500000	10.625000	12.750
8	7	6.437500	8.583333	8.583333	8.583333	8.583333	10.729166	12.875
8	8	6.500000	8.666666	8.666666	8.666666	8.666666	10.833333	13.000
8	9	6.562500	8.750000	8.750000	8.750000	8.750000	10.937500	13.125
8	10	6.625000	8.833333	8.833333	8.833333	8.833333	11.041666	13.250
8	11	6.687500	8.916666	8.916666	8.916666	8.916666	11.145833	13.375

## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
9	0	6.750000	9.000000	9.000000	9.000000	9.000000	11.250000	13.500
9	1	6.812500	9.083333	9.083333	9.083333	9.083333	11.354166	13.625
9	2	6.875000	9.166666	9.166666	9.166666	9.166666	11.458333	13.750
9	3	6.937500	9.250000	9.250000	9.250000	9.250000	11.562500	13.875
9	4	7.000000	9.333333	9.333333	9.333333	9.333333	11.666666	14.000
9	5	7.062500	9.416666	9.416666	9.416666	9.416666	11.770833	14.125
9	6	7.125000	9.500000	9.500000	9.500000	9.500000	11.875000	14.250
9	7	7.187500	9.583333	9.583333	9.583333	9.583333	11.979166	14.375
9	8	7.250000	9.666666	9.666666	9.666666	9.666666	12.083333	14.500
9	9	7.312500	9.750000	9.750000	9.750000	9.750000	12.187500	14.625
9	10	7.375000	9.833333	9.833333	9.833333	9.833333	12.291666	14.750
9	11	7.437500	9.916666	9.916666	9.916666	9.916666	12.395833	14.875
10	0	7.500000	15.60000	10.000000	10.000000	10.000000	12.500000	15.000
10	1	7.568750	15.74300	10.091666	10.091666	10.091666	12.614583	15.1375
10	2	7.637500	15.88600	10.183333	10.183333	10.183333	12.729166	15.2750
10	3	7.706250	16.02900	10.275000	10.275000	10.275000	12.843750	15.4125
10	4	7.775000	16.17200	10.366666	10.366666	10.366666	12.958333	15.5500
10	5	7.843750	16.31500	10.458333	10.458333	10.458333	13.072916	15.6875
10	6	7.912500	16.45800	10.550000	10.550000	10.550000	13.187500	15.8250
10	7	7.981250	16.60100	10.641666	10.641666	10.641666	13.302083	15.9625
10	8	8.050000	16.74400	10.733333	10.733333	10.733333	13.416666	16.1000
10	9	8.118750	16.88700	10.825000	10.825000	10.825000	13.531250	16.2375
10	10	8.187500	17.03000	10.916666	10.916666	10.916666	13.645833	16.3750
10	11	8.256250	17.17300	11.008333	11.008333	11.008333	13.760416	16.5125
11	0	8.880000	17.31600	11.100000	11.100000	11.100000	13.875000	16.6500
11	1	8.953333	17.45900	11.191666	11.191666	11.191666	13.989583	16.7875
11	2	9.026666	17.60200	11.283333	11.283333	11.283333	14.104166	16.9250
11	3	9.100000	17.74500	11.375000	11.375000	11.375000	14.218750	17.0625
11	4	9.173333	17.88800	11.466666	11.466666	11.466666	14.333333	17.2000
11	5	9.246666	18.03100	11.558333	11.558333	11.558333	14.447916	17.3375
11	6	9.320000	18.17400	11.650000	11.650000	11.650000	14.562500	17.4750
11	7	9.393333	18.31700	11.741666	11.741666	11.741666	14.677083	17.6125
11	8	9.466666	18.46000	11.833333	11.833333	11.833333	14.791666	17.7500
11	9	9.540000	18.60300	11.925000	11.925000	11.925000	14.906250	17.8875
11	10	9.613333	18.74600	12.016666	12.016666	12.016666	15.020833	18.0250
11	11	9.686666	18.88900	12.108333	12.108333	12.108333	15.135416	18.1625
12	0	9.760000	19.03200	12.200000	12.200000	12.200000	15.250000	18.3000
12	1	9.833333	19.17500	12.291666	12.291666	12.291666	15.364583	18.4375
12	2	9.906666	19.31800	12.383333	12.383333	12.383333	15.479166	18.5750
12	3	9.980000	19.46100	12.475000	12.475000	12.475000	15.593750	18.7125
12	4	10.053333	19.60400	12.566666	12.566666	12.566666	15.708333	18.8500
12	5	10.126666	19.74700	12.658333	12.658333	12.658333	15.822916	18.9875
12	6	10.200000	19.89000	12.750000	12.750000	12.750000	15.937500	19.1250
12	7	10.273333	20.03300	12.841666	12.841666	12.841666	16.052083	19.2625
12	8	10.346666	20.17600	12.933333	12.933333	12.933333	16.166666	19.4000
12	9	10.420000	20.31900	13.025000	13.025000	13.025000	16.281250	19.5375
12	10	10.493333	20.46200	13.116666	13.116666	13.116666	16.395833	19.6750
12	11	10.566666	20.60500	13.208333	13.208333	13.208333	16.510416	19.8125

## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
13	0	10.640000	20.74800	13.300000	13.300000	13.300000	16.625000	19.9500
13	1	10.713333	20.89100	13.391666	13.391666	13.391666	16.739583	20.0875
13	2	10.786666	21.03400	13.483333	13.483333	13.483333	16.854166	20.2250
13	3	10.860000	21.17700	13.575000	13.575000	13.575000	16.968750	20.3625
13	4	10.933333	21.32000	13.666666	13.666666	13.666666	17.083333	20.5000
13	5	11.006666	21.46300	13.758333	13.758333	13.758333	17.197916	20.6375
13	6	11.080000	21.60600	13.850000	13.850000	13.850000	17.312500	20.7750
13	7	11.153333	21.74900	13.941666	13.941666	13.941666	17.427083	20.9125
13	8	11.226666	21.89200	14.033333	14.033333	14.033333	17.541666	21.0500
13	9	11.300000	22.03500	14.125000	14.125000	14.125000	17.656250	21.1875
13	10	11.373333	22.17800	14.216666	14.216666	14.216666	17.770833	21.3250
13	11	11.446666	22.32100	14.308333	14.308333	14.308333	17.885416	21.4625
14	0	11.520000	22.46400	14.400000	14.400000	14.400000	18.000000	21.6000
14	1	11.593333	22.60700	14.491666	14.491666	14.491666	18.114583	21.7375
14	2	11.666666	22.75000	14.583333	14.583333	14.583333	18.229166	21.8750
14	3	11.740000	22.89300	14.675000	14.675000	14.675000	18.343750	22.0125
14	4	11.813333	23.03600	14.766666	14.766666	14.766666	18.458333	22.1500
14	5	11.886666	23.17900	14.858333	14.858333	14.858333	18.572916	22.2875
14	6	11.960000	23.32200	14.950000	14.950000	14.950000	18.687500	22.4250
14	7	12.033333	23.46500	15.041666	15.041666	15.041666	18.802083	22.5625
14	8	12.106666	23.60800	15.133333	15.133333	15.133333	18.916666	22.7000
14	9	12.180000	23.75100	15.225000	15.225000	15.225000	19.031250	22.8375
14	10	12.253333	23.89400	15.316666	15.316666	15.316666	19.145833	22.9750
14	11	12.326666	24.03700	15.408333	15.408333	15.408333	19.260416	23.1125
15	0	12.400000	24.18000	15.500000	15.500000	15.500000	19.375000	23.2500
15	1	12.473333	24.32300	15.591666	15.591666	15.591666	19.489583	23.3875
15	2	12.546666	24.46600	15.683333	15.683333	15.683333	19.604166	23.5250
15	3	12.620000	24.60900	15.775000	15.775000	15.775000	19.718750	23.6625
15	4	12.693333	24.75200	15.866666	15.866666	15.866666	19.833333	23.8000
15	5	12.766666	24.89500	15.958333	15.958333	15.958333	19.947916	23.9375
15	6	12.840000	25.03800	16.050000	16.050000	16.050000	20.062500	24.0750
15	7	12.913333	25.18100	16.141666	16.141666	16.141666	20.177083	24.2125
15	8	12.986666	25.32400	16.233333	16.233333	16.233333	20.291666	24.3500
15	9	13.060000	25.46700	16.325000	16.325000	16.325000	20.406250	24.4875
15	10	13.133333	25.61000	16.416666	16.416666	16.416666	20.520833	24.6250
15	11	13.206666	25.75300	16.508333	16.508333	16.508333	20.635416	24.7625
16	0	13.280000	25.89600	16.600000	16.600000	16.600000	20.750000	24.9000
16	1	13.353333	26.03900	16.691666	16.691666	16.691666	20.864583	25.0375
16	2	13.426666	26.18200	16.783333	16.783333	16.783333	20.979166	25.1750
16	3	13.500000	26.32500	16.875000	16.875000	16.875000	21.093750	25.3125
16	4	13.573333	26.46800	16.966666	16.966666	16.966666	21.208333	25.4500
16	5	13.646666	26.61100	17.058333	17.058333	17.058333	21.322916	25.5875
16	6	13.720000	26.75400	17.150000	17.150000	17.150000	21.437500	25.7250
16	7	13.793333	26.89700	17.241666	17.241666	17.241666	21.552083	25.8625
16	8	13.866666	27.04000	17.333333	17.333333	17.333333	21.666666	26.0000
16	9	13.940000	27.18300	17.425000	17.425000	17.425000	21.781250	26.1375
16	10	14.013333	27.32600	17.516666	17.516666	17.516666	21.895833	26.2750
16	11	14.086666	27.46900	17.608333	17.608333	17.608333	22.010416	26.4125



## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
17	0	14.160000	27.61200	17.700000	17.700000	17.700000	22.125000	26.5500
17	1	14.233333	27.75500	17.791666	17.791666	17.791666	22.239583	26.6875
17	2	14.306666	27.89800	17.883333	17.883333	17.883333	22.354166	26.8250
17	3	14.380000	28.04100	17.975000	17.975000	17.975000	22.468750	26.9625
17	4	14.453333	28.18400	18.066666	18.066666	18.066666	22.583333	27.1000
17	5	14.526666	28.32700	18.158333	18.158333	18.158333	22.697916	27.2375
17	6	14.600000	28.47000	18.250000	18.250000	18.250000	22.812500	27.3750
17	7	14.673333	28.61300	18.341666	18.341666	18.341666	22.927083	27.5125
17	8	14.746666	28.75600	18.433333	18.433333	18.433333	23.041666	27.6500
17	9	14.820000	28.89900	18.525000	18.525000	18.525000	23.156250	27.7875
17	10	14.893333	29.04200	18.616666	18.616666	18.616666	23.270833	27.9250
17	11	14.966666	29.18500	18.708333	18.708333	18.708333	23.385416	28.0625
18	0	15.040000	29.32800	18.800000	18.800000	18.800000	23.500000	28.2000
18	1	15.113333	29.47100	18.891666	18.891666	18.891666	23.614583	28.3375
18	2	15.186666	29.61400	18.983333	18.983333	18.983333	23.729166	28.4750
18	3	15.260000	29.75700	19.075000	19.075000	19.075000	23.843750	28.6125
18	4	15.333333	29.90000	19.166666	19.166666	19.166666	23.958333	28.7500
18	5	15.406666	30.04300	19.258333	19.258333	19.258333	24.072916	28.8875
18	6	15.480000	30.18600	19.350000	19.350000	19.350000	24.187500	29.0250
18	7	15.553333	30.32900	19.441666	19.441666	19.441666	24.302083	29.1625
18	8	15.626666	30.47200	19.533333	19.533333	19.533333	24.416666	29.3000
18	9	15.700000	30.61500	19.625000	19.625000	19.625000	24.531250	29.4375
18	10	15.773333	30.75800	19.716666	19.716666	19.716666	24.645833	29.5750
18	11	15.846666	30.90100	19.808333	19.808333	19.808333	24.760416	29.7125
19	0	15.920000	31.04400	19.900000	19.900000	19.900000	24.875000	29.8500
19	1	15.993333	31.18700	19.991666	19.991666	19.991666	24.989583	29.9875
19	2	16.066666	31.33000	20.083333	20.083333	20.083333	25.104166	30.1250
19	3	16.140000	31.47300	20.175000	20.175000	20.175000	25.218750	30.2625
19	4	16.213333	31.61600	20.266666	20.266666	20.266666	25.333333	30.4000
19	5	16.286666	31.75900	20.358333	20.358333	20.358333	25.447916	30.5375
19	6	16.360000	31.90200	20.450000	20.450000	20.450000	25.562500	30.6750
19	7	16.433333	32.04500	20.541666	20.541666	20.541666	25.677083	30.8125
19	8	16.506666	32.18800	20.633333	20.633333	20.633333	25.791666	30.9500
19	9	16.580000	32.33100	20.725000	20.725000	20.725000	25.906250	31.0875
19	10	16.653333	32.47400	20.816666	20.816666	20.816666	26.020833	31.2250
19	11	16.726666	32.61700	20.908333	20.908333	20.908333	26.135416	31.3625
20	0	21.0	32.760	32.760	27.300	21.840	27.300	32.760
20	1	21.1	32.916	32.916	27.430	21.944	27.430	32.916
20	2	21.2	33.072	33.072	27.560	22.048	27.560	33.072
20	3	21.3	33.228	33.228	27.690	22.152	27.690	33.228
20	4	21.4	33.384	33.384	27.820	22.256	27.820	33.384
20	5	21.5	33.540	33.540	27.950	22.360	27.950	33.540
20	6	21.6	33.696	33.696	28.080	22.464	28.080	33.696
20	7	21.7	33.852	33.852	28.210	22.568	28.210	33.852
20	8	21.8	34.008	34.008	28.340	22.672	28.340	34.008
20	9	21.9	34.164	34.164	28.470	22.776	28.470	34.164
20	10	22.0	34.320	34.320	28.600	22.880	28.600	34.320
20	11	22.1	34.476	34.476	28.730	22.984	28.730	34.476

注 勸奨20年以上25年未満は50歳以上の場合（50歳未満の場合は、公務外死亡と同じ率）

## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
21	0	22.2	34.632	34.632	28.860	23.088	28.860	34.632
21	1	22.3	34.788	34.788	28.990	23.192	28.990	34.788
21	2	22.4	34.944	34.944	29.120	23.296	29.120	34.944
21	3	22.5	35.100	35.100	29.250	23.400	29.250	35.100
21	4	22.6	35.256	35.256	29.380	23.504	29.380	35.256
21	5	22.7	35.412	35.412	29.510	23.608	29.510	35.412
21	6	22.8	35.568	35.568	29.640	23.712	29.640	35.568
21	7	22.9	35.724	35.724	29.770	23.816	29.770	35.724
21	8	23.0	35.880	35.880	29.900	23.920	29.900	35.880
21	9	23.1	36.036	36.036	30.030	24.024	30.030	36.036
21	10	23.2	36.192	36.192	30.160	24.128	30.160	36.192
21	11	23.3	36.348	36.348	30.290	24.232	30.290	36.348
22	0	23.4	36.504	36.504	30.420	24.336	30.420	36.504
22	1	23.5	36.660	36.660	30.550	24.440	30.550	36.660
22	2	23.6	36.816	36.816	30.680	24.544	30.680	36.816
22	3	23.7	36.972	36.972	30.810	24.648	30.810	36.972
22	4	23.8	37.128	37.128	30.940	24.752	30.940	37.128
22	5	23.9	37.284	37.284	31.070	24.856	31.070	37.284
22	6	24.0	37.440	37.440	31.200	24.960	31.200	37.440
22	7	24.1	37.596	37.596	31.330	25.064	31.330	37.596
22	8	24.2	37.752	37.752	31.460	25.168	31.460	37.752
22	9	24.3	37.908	37.908	31.590	25.272	31.590	37.908
22	10	24.4	38.064	38.064	31.720	25.376	31.720	38.064
22	11	24.5	38.220	38.220	31.850	25.480	31.850	38.220
23	0	24.6	38.376	38.376	31.980	25.584	31.980	38.376
23	1	24.7	38.532	38.532	32.110	25.688	32.110	38.532
23	2	24.8	38.688	38.688	32.240	25.792	32.240	38.688
23	3	24.9	38.844	38.844	32.370	25.896	32.370	38.844
23	4	25.0	39.000	39.000	32.500	26.000	32.500	39.000
23	5	25.1	39.156	39.156	32.630	26.104	32.630	39.156
23	6	25.2	39.312	39.312	32.760	26.208	32.760	39.312
23	7	25.3	39.468	39.468	32.890	26.312	32.890	39.468
23	8	25.4	39.624	39.624	33.020	26.416	33.020	39.624
23	9	25.5	39.780	39.780	33.150	26.520	33.150	39.780
23	10	25.6	39.936	39.936	33.280	26.624	33.280	39.936
23	11	25.7	40.092	40.092	33.410	26.728	33.410	40.092
24	0	25.8	40.248	40.248	33.540	26.832	33.540	40.248
24	1	25.9	40.404	40.404	33.670	26.936	33.670	40.404
24	2	26.0	40.560	40.560	33.800	27.040	33.800	40.560
24	3	26.1	40.716	40.716	33.930	27.144	33.930	40.716
24	4	26.2	40.872	40.872	34.060	27.248	34.060	40.872
24	5	26.3	41.028	41.028	34.190	27.352	34.190	41.028
24	6	26.4	41.184	41.184	34.320	27.456	34.320	41.184
24	7	26.5	41.340	41.340	34.450	27.560	34.450	41.340
24	8	26.6	41.496	41.496	34.580	27.664	34.580	41.496
24	9	26.7	41.652	41.652	34.710	27.768	34.710	41.652
24	10	26.8	41.808	41.808	34.840	27.872	34.840	41.808
24	11	26.9	41.964	41.964	34.970	27.976	34.970	41.964

注 勸奨20年以上25年未満は50歳以上の場合（50歳未満の場合は、公務外死亡と同じ率）

## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
25	0	33.750	42.120	42.120	42.120	35.100	35.100	42.120
25	1	33.875	42.276	42.276	42.276	35.230	35.230	42.276
25	2	34.000	42.432	42.432	42.432	35.360	35.360	42.432
25	3	34.125	42.588	42.588	42.588	35.490	35.490	42.588
25	4	34.250	42.744	42.744	42.744	35.620	35.620	42.744
25	5	34.375	42.900	42.900	42.900	35.750	35.750	42.900
25	6	34.500	43.056	43.056	43.056	35.880	35.880	43.056
25	7	34.625	43.212	43.212	43.212	36.010	36.010	43.212
25	8	34.750	43.368	43.368	43.368	36.140	36.140	43.368
25	9	34.875	43.524	43.524	43.524	36.270	36.270	43.524
25	10	35.000	43.680	43.680	43.680	36.400	36.400	43.680
25	11	35.125	43.836	43.836	43.836	36.530	36.530	43.836
26	0	35.250	43.992	43.992	43.992	36.660	36.660	43.992
26	1	35.375	44.148	44.148	44.148	36.790	36.790	44.148
26	2	35.500	44.304	44.304	44.304	36.920	36.920	44.304
26	3	35.625	44.460	44.460	44.460	37.050	37.050	44.460
26	4	35.750	44.616	44.616	44.616	37.180	37.180	44.616
26	5	35.875	44.772	44.772	44.772	37.310	37.310	44.772
26	6	36.000	44.928	44.928	44.928	37.440	37.440	44.928
26	7	36.125	45.084	45.084	45.084	37.570	37.570	45.084
26	8	36.250	45.240	45.240	45.240	37.700	37.700	45.240
26	9	36.375	45.396	45.396	45.396	37.830	37.830	45.396
26	10	36.500	45.552	45.552	45.552	37.960	37.960	45.552
26	11	36.625	45.708	45.708	45.708	38.090	38.090	45.708
27	0	36.750	45.864	45.864	45.864	38.220	38.220	45.864
27	1	36.875	46.020	46.020	46.020	38.350	38.350	46.020
27	2	37.000	46.176	46.176	46.176	38.480	38.480	46.176
27	3	37.125	46.332	46.332	46.332	38.610	38.610	46.332
27	4	37.250	46.488	46.488	46.488	38.740	38.740	46.488
27	5	37.375	46.644	46.644	46.644	38.870	38.870	46.644
27	6	37.500	46.800	46.800	46.800	39.000	39.000	46.800
27	7	37.625	46.956	46.956	46.956	39.130	39.130	46.956
27	8	37.750	47.112	47.112	47.112	39.260	39.260	47.112
27	9	37.875	47.268	47.268	47.268	39.390	39.390	47.268
27	10	38.000	47.424	47.424	47.424	39.520	39.520	47.424
27	11	38.125	47.580	47.580	47.580	39.650	39.650	47.580
28	0	38.250	47.736	47.736	47.736	39.780	39.780	47.736
28	1	38.375	47.892	47.892	47.892	39.910	39.910	47.892
28	2	38.500	48.048	48.048	48.048	40.040	40.040	48.048
28	3	38.625	48.204	48.204	48.204	40.170	40.170	48.204
28	4	38.750	48.360	48.360	48.360	40.300	40.300	48.360
28	5	38.875	48.516	48.516	48.516	40.430	40.430	48.516
28	6	39.000	48.672	48.672	48.672	40.560	40.560	48.672
28	7	39.125	48.828	48.828	48.828	40.690	40.690	48.828
28	8	39.250	48.984	48.984	48.984	40.820	40.820	48.984
28	9	39.375	49.140	49.140	49.140	40.950	40.950	49.140
28	10	39.500	49.296	49.296	49.296	41.080	41.080	49.296
28	11	39.625	49.452	49.452	49.452	41.210	41.210	49.452

## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
29	0	39.750	49.608	49.608	49.608	41.340	41.340	49.608
29	1	39.875	49.764	49.764	49.764	41.470	41.470	49.764
29	2	40.000	49.920	49.920	49.920	41.600	41.600	49.920
29	3	40.125	50.076	50.076	50.076	41.730	41.730	50.076
29	4	40.250	50.232	50.232	50.232	41.860	41.860	50.232
29	5	40.375	50.388	50.388	50.388	41.990	41.990	50.388
29	6	40.500	50.544	50.544	50.544	42.120	42.120	50.544
29	7	40.625	50.700	50.700	50.700	42.250	42.250	50.700
29	8	40.750	50.856	50.856	50.856	42.380	42.380	50.856
29	9	40.875	51.012	51.012	51.012	42.510	42.510	51.012
29	10	41.000	51.168	51.168	51.168	42.640	42.640	51.168
29	11	41.125	51.324	51.324	51.324	42.770	42.770	51.324
30	0	41.250000	51.480	51.480	51.480	42.900000	42.900000	51.480
30	1	41.354166	51.610	51.610	51.610	43.008333	43.008333	51.610
30	2	41.458333	51.740	51.740	51.740	43.116666	43.116666	51.740
30	3	41.562500	51.870	51.870	51.870	43.225000	43.225000	51.870
30	4	41.666666	52.000	52.000	52.000	43.333333	43.333333	52.000
30	5	41.770833	52.130	52.130	52.130	43.441666	43.441666	52.130
30	6	41.875000	52.260	52.260	52.260	43.550000	43.550000	52.260
30	7	41.979166	52.390	52.390	52.390	43.658333	43.658333	52.390
30	8	42.083333	52.520	52.520	52.520	43.766666	43.766666	52.520
30	9	42.187500	52.650	52.650	52.650	43.875000	43.875000	52.650
30	10	42.291666	52.780	52.780	52.780	43.983333	43.983333	52.780
30	11	42.395833	52.910	52.910	52.910	44.091666	44.091666	52.910
31	0	42.500000	53.040	53.040	53.040	44.200000	44.200000	53.040
31	1	42.604166	53.170	53.170	53.170	44.308333	44.308333	53.170
31	2	42.708333	53.300	53.300	53.300	44.416666	44.416666	53.300
31	3	42.812500	53.430	53.430	53.430	44.525000	44.525000	53.430
31	4	42.916666	53.560	53.560	53.560	44.633333	44.633333	53.560
31	5	43.020833	53.690	53.690	53.690	44.741666	44.741666	53.690
31	6	43.125000	53.820	53.820	53.820	44.850000	44.850000	53.820
31	7	43.229166	53.950	53.950	53.950	44.958333	44.958333	53.950
31	8	43.333333	54.080	54.080	54.080	45.066666	45.066666	54.080
31	9	43.437500	54.210	54.210	54.210	45.175000	45.175000	54.210
31	10	43.541666	54.340	54.340	54.340	45.283333	45.283333	54.340
31	11	43.645833	54.470	54.470	54.470	45.391666	45.391666	54.470
32	0	43.750000	54.600	54.600	54.600	45.500000	45.500000	54.600
32	1	43.854166	54.730	54.730	54.730	45.608333	45.608333	54.730
32	2	43.958333	54.860	54.860	54.860	45.716666	45.716666	54.860
32	3	44.062500	54.990	54.990	54.990	45.825000	45.825000	54.990
32	4	44.166666	55.120	55.120	55.120	45.933333	45.933333	55.120
32	5	44.270833	55.250	55.250	55.250	46.041666	46.041666	55.250
32	6	44.375000	55.380	55.380	55.380	46.150000	46.150000	55.380
32	7	44.479166	55.510	55.510	55.510	46.258333	46.258333	55.510
32	8	44.583333	55.640	55.640	55.640	46.366666	46.366666	55.640
32	9	44.687500	55.770	55.770	55.770	46.475000	46.475000	55.770
32	10	44.791666	55.900	55.900	55.900	46.583333	46.583333	55.900
32	11	44.895833	56.030	56.030	56.030	46.691666	46.691666	56.030

## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
33	0	45.000000	56.160	56.160	56.160	46.800000	46.800000	56.160
33	1	45.104166	56.290	56.290	56.290	46.908333	46.908333	56.290
33	2	45.208333	56.420	56.420	56.420	47.016666	47.016666	56.420
33	3	45.312500	56.550	56.550	56.550	47.125000	47.125000	56.550
33	4	45.416666	56.680	56.680	56.680	47.233333	47.233333	56.680
33	5	45.520833	56.810	56.810	56.810	47.341666	47.341666	56.810
33	6	45.625000	56.940	56.940	56.940	47.450000	47.450000	56.940
33	7	45.729166	57.070	57.070	57.070	47.558333	47.558333	57.070
33	8	45.833333	57.200	57.200	57.200	47.666666	47.666666	57.200
33	9	45.937500	57.330	57.330	57.330	47.775000	47.775000	57.330
33	10	46.041666	57.460	57.460	57.460	47.883333	47.883333	57.460
33	11	46.145833	57.590	57.590	57.590	47.991666	47.991666	57.590
34	0	46.250000	57.720	57.720	57.720	48.100000	48.100000	57.720
34	1	46.354166	57.850	57.850	57.850	48.208333	48.208333	57.850
34	2	46.458333	57.980	57.980	57.980	48.316666	48.316666	57.980
34	3	46.562500	58.110	58.110	58.110	48.425000	48.425000	58.110
34	4	46.666666	58.240	58.240	58.240	48.533333	48.533333	58.240
34	5	46.770833	58.370	58.370	58.370	48.641666	48.641666	58.370
34	6	46.875000	58.500	58.500	58.500	48.750000	48.750000	58.500
34	7	46.979166	58.630	58.630	58.630	48.858333	48.858333	58.630
34	8	47.083333	58.760	58.760	58.760	48.966666	48.966666	58.760
34	9	47.187500	58.890	58.890	58.890	49.075000	49.075000	58.890
34	10	47.291666	59.020	59.020	59.020	49.183333	49.183333	59.020
34	11	47.395833	59.150	59.150	59.150	49.291666	49.291666	59.150
35	0	47.500000	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	1	47.604166	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	2	47.708333	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	3	47.812500	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	4	47.916666	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	5	48.020833	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	6	48.125000	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	7	48.229166	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	8	48.333333	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	9	48.437500	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	10	48.541666	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
35	11	48.645833	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	0	48.750000	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	1	48.854166	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	2	48.958333	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	3	49.062500	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	4	49.166666	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	5	49.270833	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	6	49.375000	59.280	59.280	59.280	49.400000	49.400000	59.280
36	7	49.479166	59.280	59.280	59.280	49.479166	49.479166	59.280
36	8	49.583333	59.280	59.280	59.280	49.583333	49.583333	59.280
36	9	49.687500	59.280	59.280	59.280	49.687500	49.687500	59.280
36	10	49.791666	59.280	59.280	59.280	49.791666	49.791666	59.280
36	11	49.895833	59.280	59.280	59.280	49.895833	49.895833	59.280



## 旧支給率

年	月	自己都合	定年	勸奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
37	0	50.000000	59.280	59.280	59.280	50.000000	50.000000	59.280
37	1	50.104166	59.280	59.280	59.280	50.104166	50.104166	59.280
37	2	50.208333	59.280	59.280	59.280	50.208333	50.208333	59.280
37	3	50.312500	59.280	59.280	59.280	50.312500	50.312500	59.280
37	4	50.416666	59.280	59.280	59.280	50.416666	50.416666	59.280
37	5	50.520833	59.280	59.280	59.280	50.520833	50.520833	59.280
37	6	50.625000	59.280	59.280	59.280	50.625000	50.625000	59.280
37	7	50.729166	59.280	59.280	59.280	50.729166	50.729166	59.280
37	8	50.833333	59.280	59.280	59.280	50.833333	50.833333	59.280
37	9	50.937500	59.280	59.280	59.280	50.937500	50.937500	59.280
37	10	51.041666	59.280	59.280	59.280	51.041666	51.041666	59.280
37	11	51.145833	59.280	59.280	59.280	51.145833	51.145833	59.280
38	0	51.250000	59.280	59.280	59.280	51.250000	51.250000	59.280
38	1	51.354166	59.280	59.280	59.280	51.354166	51.354166	59.280
38	2	51.458333	59.280	59.280	59.280	51.458333	51.458333	59.280
38	3	51.562500	59.280	59.280	59.280	51.562500	51.562500	59.280
38	4	51.666666	59.280	59.280	59.280	51.666666	51.666666	59.280
38	5	51.770833	59.280	59.280	59.280	51.770833	51.770833	59.280
38	6	51.875000	59.280	59.280	59.280	51.875000	51.875000	59.280
38	7	51.979166	59.280	59.280	59.280	51.979166	51.979166	59.280
38	8	52.083333	59.280	59.280	59.280	52.083333	52.083333	59.280
38	9	52.187500	59.280	59.280	59.280	52.187500	52.187500	59.280
38	10	52.291666	59.280	59.280	59.280	52.291666	52.291666	59.280
38	11	52.395833	59.280	59.280	59.280	52.395833	52.395833	59.280
39	0	52.500000	59.280	59.280	59.280	52.500000	52.500000	59.280
39	1	52.604166	59.280	59.280	59.280	52.604166	52.604166	59.280
39	2	52.708333	59.280	59.280	59.280	52.708333	52.708333	59.280
39	3	52.812500	59.280	59.280	59.280	52.812500	52.812500	59.280
39	4	52.916666	59.280	59.280	59.280	52.916666	52.916666	59.280
39	5	53.020833	59.280	59.280	59.280	53.020833	53.020833	59.280
39	6	53.125000	59.280	59.280	59.280	53.125000	53.125000	59.280
39	7	53.229166	59.280	59.280	59.280	53.229166	53.229166	59.280
39	8	53.333333	59.280	59.280	59.280	53.333333	53.333333	59.280
39	9	53.437500	59.280	59.280	59.280	53.437500	53.437500	59.280
39	10	53.541666	59.280	59.280	59.280	53.541666	53.541666	59.280
39	11	53.645833	59.280	59.280	59.280	53.645833	53.645833	59.280
40	0	53.750000	59.280	59.280	59.280	53.750000	53.750000	59.280
40	1	53.854166	59.280	59.280	59.280	53.854166	53.854166	59.280
40	2	53.958333	59.280	59.280	59.280	53.958333	53.958333	59.280
40	3	54.062500	59.280	59.280	59.280	54.062500	54.062500	59.280
40	4	54.166666	59.280	59.280	59.280	54.166666	54.166666	59.280
40	5	54.270833	59.280	59.280	59.280	54.270833	54.270833	59.280
40	6	54.375000	59.280	59.280	59.280	54.375000	54.375000	59.280
40	7	54.479166	59.280	59.280	59.280	54.479166	54.479166	59.280
40	8	54.583333	59.280	59.280	59.280	54.583333	54.583333	59.280
40	9	54.687500	59.280	59.280	59.280	54.687500	54.687500	59.280
40	10	54.791666	59.280	59.280	59.280	54.791666	54.791666	59.280
40	11	54.895833	59.280	59.280	59.280	54.895833	54.895833	59.280

## 旧支給率

年	月	自己都合	定 年	勸 奨	公務外死亡	公務外傷病	勤務公署の移転	整理・公務上
41	0	55.000000	59.280	59.280	59.280	55.000000	55.000000	59.280
41	1	55.104166	59.280	59.280	59.280	55.104166	55.104166	59.280
41	2	55.208333	59.280	59.280	59.280	55.208333	55.208333	59.280
41	3	55.312500	59.280	59.280	59.280	55.312500	55.312500	59.280
41	4	55.416666	59.280	59.280	59.280	55.416666	55.416666	59.280
41	5	55.520833	59.280	59.280	59.280	55.520833	55.520833	59.280
41	6	55.625000	59.280	59.280	59.280	55.625000	55.625000	59.280
41	7	55.729166	59.280	59.280	59.280	55.729166	55.729166	59.280
41	8	55.833333	59.280	59.280	59.280	55.833333	55.833333	59.280
41	9	55.937500	59.280	59.280	59.280	55.937500	55.937500	59.280
41	10	56.041666	59.280	59.280	59.280	56.041666	56.041666	59.280
41	11	56.145833	59.280	59.280	59.280	56.145833	56.145833	59.280
42	0	56.250000	59.280	59.280	59.280	56.250000	56.250000	59.280
42	1	56.354166	59.280	59.280	59.280	56.354166	56.354166	59.280
42	2	56.458333	59.280	59.280	59.280	56.458333	56.458333	59.280
42	3	56.562500	59.280	59.280	59.280	56.562500	56.562500	59.280
42	4	56.666666	59.280	59.280	59.280	56.666666	56.666666	59.280
42	5	56.770833	59.280	59.280	59.280	56.770833	56.770833	59.280
42	6	56.875000	59.280	59.280	59.280	56.875000	56.875000	59.280
42	7	56.979166	59.280	59.280	59.280	56.979166	56.979166	59.280
42	8	57.083333	59.280	59.280	59.280	57.083333	57.083333	59.280
42	9	57.187500	59.280	59.280	59.280	57.187500	57.187500	59.280
42	10	57.291666	59.280	59.280	59.280	57.291666	57.291666	59.280
42	11	57.395833	59.280	59.280	59.280	57.395833	57.395833	59.280
43	0	57.500000	59.280	59.280	59.280	57.500000	57.500000	59.280
43	1	57.604166	59.280	59.280	59.280	57.604166	57.604166	59.280
43	2	57.708333	59.280	59.280	59.280	57.708333	57.708333	59.280
43	3	57.812500	59.280	59.280	59.280	57.812500	57.812500	59.280
43	4	57.916666	59.280	59.280	59.280	57.916666	57.916666	59.280
43	5	58.020833	59.280	59.280	59.280	58.020833	58.020833	59.280
43	6	58.125000	59.280	59.280	59.280	58.125000	58.125000	59.280
43	7	58.229166	59.280	59.280	59.280	58.229166	58.229166	59.280
43	8	58.333333	59.280	59.280	59.280	58.333333	58.333333	59.280
43	9	58.437500	59.280	59.280	59.280	58.437500	58.437500	59.280
43	10	58.541666	59.280	59.280	59.280	58.541666	58.541666	59.280
43	11	58.645833	59.280	59.280	59.280	58.645833	58.645833	59.280
44	0	58.750000	59.280	59.280	59.280	58.750000	58.750000	59.280
44	1	58.854166	59.280	59.280	59.280	58.854166	58.854166	59.280
44	2	58.958333	59.280	59.280	59.280	58.958333	58.958333	59.280
44	3	59.062500	59.280	59.280	59.280	59.062500	59.062500	59.280
44	4	59.166666	59.280	59.280	59.280	59.166666	59.166666	59.280
44	5	59.270833	59.280	59.280	59.280	59.270833	59.270833	59.280
44	6	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280
44	7	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280
44	8	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280
44	9	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280
44	10	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280
44	11	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280
45	0	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280

## 11 一般職の退職手当額の算定について（計算例）

<事例1> 60歳自己都合退職（定年扱い）

生年月日	昭和39年（1964年）1月5日
就職年月日	昭和61年（1986年）4月1日
退職日	令和6年（2024年）3月31日（60歳）自己都合退職（定年扱い）
在職年月	38年0月
休職期間	平成12年（2000年）4月1日～平成13年（2001年）3月31日 12月 / 2 = 6月（2分の1の期間）を除算
退職手当基礎勤続年月	37年6月
略歴	平成18年（2006年）3月31日 行（一）6級13号給（旧条例） 364,900円 平成18年（2006年）4月1日 行（一）4級 令和2年（2020年）4月1日 行（一）5級87号給 退職時令和6年（2024年）3月31日 行（一）5級87号給 391,600円

### 1 新制度退職手当額を算定

(1) 調整額区分の高いところから60月（5年分）（15頁を参照）

5級—5号区分（32,500円）は48月。4級—6号区分（27,100円）は12月あるが、勤続25年を超える期間は5号区分を適用。よって60月すべて5号区分。

(2) [退職時給料月額] × [支給率] + [調整額（60月分）] = 新制度退職手当額

$$391,600 \times 47.709 (\text{※1}) + (32,500 \times 60) = 18,682,844 + 1,950,000 = \underline{20,632,844 \text{円}} \text{ (A)}$$

※1 支給率 47.709（勤続年数37年6月）は次のとおり計算する。

・適用条項 第5条第1項、附則第20項、附則第22項「35年を超える場合は、35年として計算」

$$\left. \begin{array}{l} 150 / 100 \times 10 \text{年} = 15 \\ + 165 / 100 \times 15 \text{年} = 24.75 \\ + 180 / 100 \times 9 \text{年} = 16.2 \\ + 105 / 100 \times 1 \text{年} = 1.05 \\ \text{(計35年)} \end{array} \right\} 57 \times 83.7 / 100 = 47.709 \text{ (32頁を参照)}$$

2 平成18年新制度切替（給与構造改革）日前日額を算定（この額は保障）（33～35頁を参照）

平成18年3月31日までの勤続年月 19年6月、定年退職の旧支給率 31.902  
保障額に調整率83.7/100を乗じる。

$$364,900 \times \underline{31.902 \times 83.7 / 100} = \underline{9,743,550 \text{円}} \text{ (B)}$$

3 支給される退職手当額

(A)、(B) のどちらか高い額を退職手当として支給する。

退職手当額 20,632,844円

<事例2> 応募認定退職

生年月日	昭和40年（1965年）10月1日
就職年月日	平成4年（1992年）4月1日
退職日	令和6年（2024年）3月31日（58歳）応募認定退職（第5条の3適用，3%加算）
退職手当基礎勤続年月	32年0月
略歴	平成18年（2006年）3月31日 行（一）7級12号給（旧条例） 378,300円
	平成18年（2006年）4月1日 行（一）5級
退職時令和6年（2024年）3月31日	行（一）5級85号給 391,000円

1 新制度退職手当額を算定

(1) 調整額区分の高いところから60月分（5年分）（15頁を参照）

5級—5号区分（32,500円）は60月。

(2) [退職時給料月額×加算割合]×[支給率]+[調整額(60月分)]=新制度退職手当額

$$(391,000 \times (1 + (0.03 \times 2))) \times 43.816950 + (32,500 \times 60)$$

$$= 18,160,373 + 1,950,000 = \underline{20,110,373円(A)}$$

2 平成18年新制度切替（給与構造改革）日前日額を算定（この額は保障）（33～35頁を参照）

平成18年3月31日までの勤続年月 14年0月，40歳

勸奨の旧支給率 14.400（応募認定退職の場合，勸奨で退職したものとして計算）

保障額に調整率83.7/100を乗じる。

$$\underline{378,300 \times 14.4 \times 83.7 / 100 = 4,559,574円(B)}$$

└─> 勸奨退職の場合，50歳以下であれば，加算なし

3 支給される退職手当額

(A)，(B)のどちらか高い額を退職手当として支給する。

$$\text{退職手当額} = \underline{20,110,373円}$$

## 12 退職手当に係る税金について

退職手当の支給を受けた場合、所得税、市町村民税、県民税が源泉徴収されます。

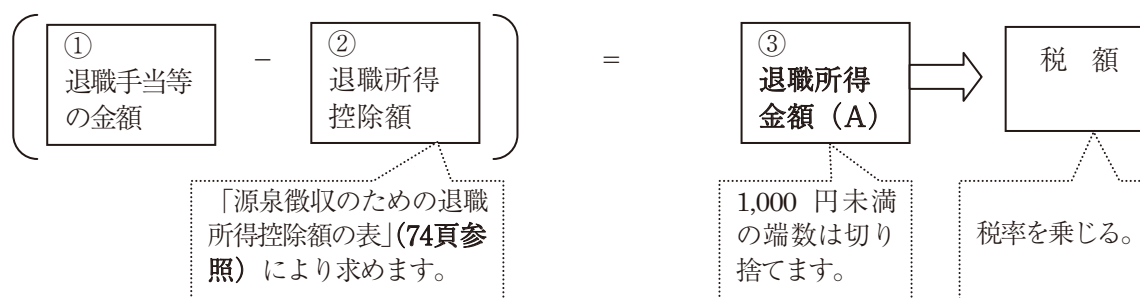
○平成25年1月1日以降に退職した者

### 1 退職所得の金額

(1) 勤続年数5年以下（5年0月まで）の全ての職員

勤続年数5年以下の特定役員等（地方公務員）の退職手当について、2分の1課税が廃止。（平成24年3月31日法改正，平成25年1月1日施行）

退職手当の額から退職所得控除額を控除した額の残額に相当する金額に税率を乗じる。



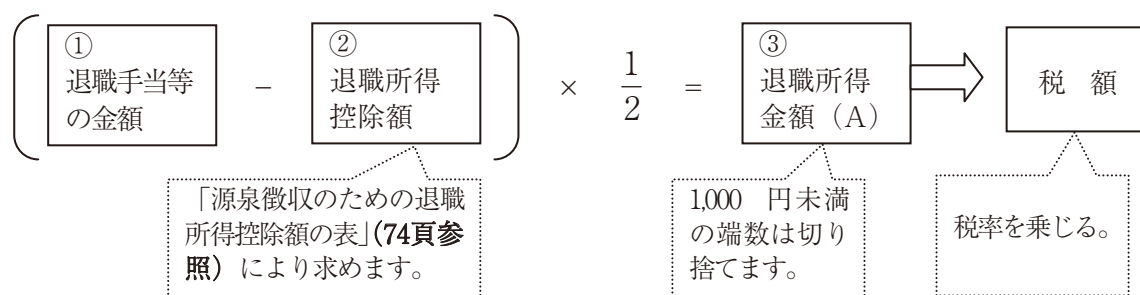
・ 退職所得金額 (A) = 退職手当額 - 退職所得控除額 【千円未満切捨て】

一般職の場合は退職所得金額がマイナスとなる場合が多く、実際に税が発生する職員は、給料月額が高額な特別職や医師等が予想される。

なお、税法上の勤続年数は休職（他に勤務するためのものを除く）を含む（=休職を差引く前）。

(2) 勤続年数6年以上（税法上5年1月は6年）の一般職

退職手当の額から退職所得控除額を控除した額の残額の2分の1に相当する金額に税率を乗じる。



・ 退職所得金額 (A) = (退職手当額 - 退職所得控除額)  $\times \frac{1}{2}$  【千円未満切捨て】

※ 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」の注意点

・ 障害認定のある方は、税控除が異なります。



## 2 所得税額

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」が創設された。

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの退職者について、源泉所得税と併せて復興特別所得税が課税される（所得税額に2.1%を加算した額が徴収される）。

### 【退職所得の源泉徴収税額の速算表】

Aの範囲	税額【一円未満切捨て】
1,950,000円以下	$(A \times 0.05) \times 1.021$
1,950,000円超 3,300,000円以下	$(A \times 0.10 - 97,500) \times 1.021$
3,300,000円超 6,950,000円以下	$(A \times 0.20 - 427,500) \times 1.021$
6,950,000円超 9,000,000円以下	$(A \times 0.23 - 636,000) \times 1.021$
9,000,000円超 18,000,000円以下	$(A \times 0.33 - 1,536,000) \times 1.021$
18,000,000円超	$(A \times 0.40 - 2,796,000) \times 1.021$

## 3 個人住民税

### (1) 市町村民税額【百円未満切捨て】

$$A \times 0.06$$

### (2) 県民税額【百円未満切捨て】

$$A \times 0.04$$

## 4 勤続年数（税法上）

税法上の勤続年数は、休職期間は除算されず、期間に含まれる。ただし、専従（「他に勤務するためのもの」）は、除算され、期間に含まれない。

なお、同じ団体でパートタイム会計年度任用職員（パートタイムの非常勤職員）の期間がある場合は、退職手当計算上の勤続期間には含まれないが、税法上の勤続年数の期間には含まれる。

該当する期間がある場合は、その期間を所属所長が証明する文書（在職証明書）を提出すること。

## 5 死亡退職の場合

所得税は課税されず、相続税算定の対象となる。

住民税も課税されない。

**平成11年4月以降分の源泉徴収のための退職所得控除額の表  
(所得税法別表第六)**

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上		
19年	7,600	8,600		22,000千円に、	23,000千円に、
20年	8,000	9,000		勤続年数が40年	勤続年数が40年
21年	8,700	9,700		を超える1年ご	を超える1年ご
22年	9,400	10,400		とに700千円を	とに700千円を
23年	10,100	11,100		加算した金額	加算した金額

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下において退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます(所得税法施行令第69条)。1年未満の端数を生じた時は、これを1年として勤続年数を計算します。(同条第2項)
- (2) 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます(所得税法第30条第6項第3号)。
- (3) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

## 退職手当に係る税金について（計算例）

〈76頁の裁定調書の退職者の例〉

在職年数	38年
休職期間	6月
差引在職年数	37年6月
勤続年数（税法上）	38年
退職事由	定年
退職日給料月額	391,600円
退職手当額	20,632,844円

### 1 「退職所得金額（A）」

- ① 退職手当等の金額 20,632,844円
- ② 退職所得控除額 20,600,000円⇒74頁の勤続年数38年の「一般退職の場合」の金額
- ③ 退職所得金額（A）（①退職手当等の金額－②退職所得控除額）× 1 / 2  
 $(20,632,844円 - 20,600,000円) \times 1 / 2 = 16,422円 \Rightarrow 16,000円$ （千円未満切捨て）

### 2 税金

#### （1）所得税

退職所得金額 16,000円は、73頁の【退職所得の源泉徴収税額の速算表】中「Aの範囲」の「1,950,000円以下」に該当するので、その税率をかける。

$$16,000円 \times 0.05 \times 1.021 = \underline{816円} \text{（一円未満切捨て）}$$

（「1.021」は、復興特別所得税として加算される率 73頁参照）

#### （2）市町村民税

退職所得金額（A）に、73頁の「3 個人住民税」「（1）市町村民税」の税率をかける。

$$16,000円 \times 0.06 = \underline{900円} \text{（百円未満切捨て）}$$

#### （3）県民税

退職所得金額（A）に、73頁の「3 個人住民税」「（2）県民税」の税率をかける。

$$16,000円 \times 0.04 = \underline{600円} \text{（百円未満切捨て）}$$

# 13 退職手当裁定調書について

令和5年度

## 退職手当裁定調書

①第200-1号

本人用

先に請求のありました退職手当については、本組合退職手当の規定に基づき次のとおり裁定しましたので通知します。		受付年月日	令和6年4月5日		
		裁定年月日	令和6年4月10日		
		送金年月日	令和6年4月15日		
② 所属署名	九州町	⑤ 就職年月日	昭和61年4月1日	← 16頁, 19~21頁	
③ 職名	一般	⑥ 退職日	令和6年3月31日		
④ 氏名	鹿児島 一郎	⑦ 在職年月数	38年0ヶ月		
遺族氏名		⑧ 退職事由	定年		
続柄		⑨ 適用条項	第5条第1項		
⑩ 現住所	鹿児島郡鹿児島町鹿児島三丁目3-3		生年月日	昭和39年1月5日 年齢 60歳	
1月1日の住所	九州郡九州町九州二丁目1番地1号				
⑪ 除算・減算期間	平成12年4月1日～平成13年3月31日	6ヶ月	計 算 結 果		
		17頁	⑰ 退職手当額	20,632,844 ←	
			控除額	⑱ 源泉徴収額	816
				市町村民税	900
				道府県民税	600
				⑲ 共済貸付 共済物資 公立学校共済 その他	
	計	6ヶ月	計	2,316	
⑫ 差引在職年数	37年 6.0ヶ月		⑳ 差引支給額	20,630,528	
⑬ 勤続年数	(税法上) 38年		9~13頁		
⑭ 基礎給料月額	$391,600 \times \{1 + (0.02 \times 0)\} = 391,600$				
⑮ 振込先	キュウシュウ カゴシマ	普通	1234		
口座名義	カゴシマ イチロウ	振込金額	5,630,528		
⑯ 振込先	ユウチョ ナナキュウキュウ	普通	4321		
口座名義	カゴシマ イチロウ	振込金額	15,000,000		

70頁 ↓ 今回退職手当裁定額

2頁 ↓ 新制度退職手当裁定額

14~15頁 ↓

給料月額：3頁, 33頁  
早期退職加算：9~13頁 →  $391,600 \times 47.709 + (32,500 \times 60) \times 1/1 = 20,632,844$

33~35頁 ↓ 支給率早見表：48~58頁  
率条文：2~6頁, 32~33頁

経過措置による新制度切替日前日額の保障  
 $364,900 \times 31.902 \times 83.7/100 = 9,743,550$

旧支給率早見表：59~69頁 ↑

どちらか高い額

本人に支給される退職手当裁定額

20,632,844 ↓ ⑰退職手当裁定額へ

- ① 組合において年度ごとに管理する番号が表示される。
- ② 所属所名は退職時に所属している団体名が表示される。
- ③ 職名は一般，公学共，会計年度任用職員，その他と表示される。
- ④ 氏名に誤りがないか確認してください。
- ⑤ 就職年月日は退職手当の算定基礎となる勤続期間の最初の日（臨時職員期間がある者は退職手当条例適用要件を満たしている最初の日）が表示される。ただし，同日以前に退職手当条例の適用を受けない非常勤職員等であった期間があるときは，当該期間の最初の日が表示される。
- ⑥ 退職日は退職年月日が表示される。
- ⑦ 在職年月数は⑤の就職年月日から⑥の退職日の期間（現実に職員であった期間）が表示される。
- ⑧ 退職事由は「勸奨」，「定年」等と表示される。なお，旧定年（60歳）到達者が自己都合退職する場合は，定年と同様に計算するため，定年と表示される。
- ⑨ 適用条項は条例の何条による退職か表示される。
- ⑩ 現住所は誤りがないか確認してください。
- ⑪ 除算・減算期間は⑦の在職期間から控除される，休職・停職，育児休業，専従休職，退職手当条例の適用を受けない非常勤職員等であった期間が表示される。
- ⑫ 差引在職年数は退職手当算定において，退職理由別・勤続年数別支給率の基準の期間になる。
- ⑬ 勤続年数は税法上の勤続年数で1年未満は切り上げる。
- ⑭ 基礎給料月額は勸奨退職，応募認定退職で第5条の3の規定の適用の場合は，退職時の給料月額及び当該給料月額に旧定年年齢（60歳）から退職時の年齢を差し引いた年数1年につき勸奨退職は2%，応募認定退職は3%を乗じて得た額の合計額とする。  
※ 定年退職の場合は，退職時の給料月額がそのまま基礎給料月額となる。
- ⑮ 振込先は金融機関を2つまで指定できる（通帳の写しを請求書に添付）。  
⑮の欄には，⑳の差引支給額から⑯の指定額を差し引いた額が表示される。
- ⑯ 振込先を2つの金融機関に指定する場合は指定額が表示される。
- ⑰ 退職手当裁定額が表示される。
- ⑱ 控除額の源泉徴収税・市町村民税・道府県民税がそれぞれ表示される。（空欄の者は税金が0です。）
- ⑲ 市町村職員共済組合の共済貸付，共済物資，公立学校共済組合の借入残等，退職手当額から控除する額がある者については，この欄に表示される。
- ⑳ 差引支給額は⑰の退職手当額から税金，借入残等を差し引いた手取額が表示される。



## 14 事務手引き

### 1-(1) 退職手当請求必要書類

①職員退職報告書	⑧認定通知書の写し（応募認定退職のみ）
②退職手当請求書	⑨市町村職員共済組合貸付控除
③履歴書（給与簿，発令歴，人事台帳等）	⑩公立学校共済組合貸付控除
④通帳の写し（A4サイズ）	⑪鹿児島県市町村職員互助会貸付控除
⑤退職所得の受給に関する申告書	<b>⑫特別職の場合，給与条例の写し</b>
⑥退職勧奨の記録（勧奨退職のみ）	（⑥～⑪は該当者のみ）
⑦募集実施要項の写し（応募認定退職のみ）	

- ・死亡退職時 ⑬戸籍謄本 ⑭（組合員及び受取人の）個人番号の写し ⑮総代者選任届書（同順位の遺族が2人以上の場合）
- ・⑯在職証明書（85頁）は，退職手当条例の適用を受けない非常勤職員等であった期間がある場合に提出をお願いします。

※③履歴書は必須です。ただし，特別職は除きます。

なお，履歴書として給料の級号給，休職や停職の状況を確認できるもの（例えば，給与簿，任免記録簿，人事台帳）の提出をお願いします。

### (2) 送金後，下記の書類を退職手当事務担当者へ送付します。

①源泉徴収票（2枚）	本人用，総務課控え
②退職手当送金通知書	
③裁定調書（2枚）	本人用，総務課控え

※①源泉徴収票は確実に本人に渡して下さい。税務課には別途送付します。

## 2 その他留意事項

### (1) 退職時の提出書類について

#### ア 出向，派遣した場合

(ア) 負担金支払団体が変わる場合—退職報告書（異動先団体名を記入）

(イ) 負担金支払団体が変わらない場合（学校共済，一部事務組合へ出向）—「職員異動連絡票」（86頁）

#### イ 特別職の再任の場合

退職手当請求書類一式及び就職報告書をあわせて提出

### (2) 就職時の提出書類について

#### ア 新規採用者—就職報告書

イ 出向・派遣から戻った職員—就職報告書（前歴に直前の所属団体名を記入）及び履歴書

ウ 通算職員（県教職員・派遣先に戻る予定の者）—就職報告書（前歴に直前の所属団体名を記入）及び履歴書

エ 他の団体から就職した職員—就職報告書（前歴に職歴を記入）及び履歴書・退職手当支給有無証明書

#### オ フルタイム会計年度任用職員で要件を満たすもの

①就職報告書 ②辞令又は任用通知書 ③勤務状況確認書 ④給与条例の写し

### (3) 休職・停職・育児休業の報告

休業の開始時（予定）と復職時（終了）の計2回「休職月等報告書」を提出

### 3 失業者の退職手当請求必要書類

失業者の退職手当の請求にあたっては、次の書類を本組合に提出してください。  
なお、様式はすべて、本組合所定の様式です。

#### (1) 受給資格証の交付手続き

- ①職員退職票（所属団体から本人へ交付）
- ②求職申込証明書（ハローワークから本人へ交付）

#### (2) 失業者の退職手当の請求手続き（基本手当の場合）

- ①失業証明書（待期日数中及び待期日数満了後の失業期間をハローワークが証明。ハローワークから本人へ交付）
- ②失業証明申告書（本人が作成。①の交付を受ける際に、ハローワークへ提出）
- ③請求書（本人が作成）

## 職 員 退 職 報 告 書

団体コード		団体名	職員番号	職名(該当に○をしてください。)							
9	9	9	九州町	3	2	1	特別職 ( )	○一般職	任期付又は 臨時的使用	会計年度 任用職員	
フリガナ	カゴシマ イチロウ			退職時年齢	定年年齢	旧定年					
氏名	鹿児島 一郎			生年月日	昭和39年1月5日		60歳	61歳	60歳		
現住所	鹿児島郡鹿児島町鹿児島三丁目3-3										
1月1日住所	九州郡九州町九州二丁目1-1										
退職事由	自己都合退職(定年扱い)				退職の区分 (税法上)	○一般					障害
① 就職年月日	昭和61年4月1日		② 退職年月日	令和6年3月31日		③ 在職年月	37年6月				
④ 退職日 給料月額	行(一)職 (01) 5級 87号給			391,600円		給料の調整額 円 (役職定年調整額を含む。)					
(経過措置の差額は含まない。以下同じ。)											
⑤ 給料7割 措置前日	年 月 日		⑥ 給料7割措置前日までの勤続年月	年 月							
⑦ 給料7割 措置前日 給料月額	職 級 号給 ( )			円		給料の調整額 円					
⑧ 特定減額 前日	年 月 日		⑨ 特定減額適用日前日までの勤続年月	年 月							
⑩ 特定減額 前日 給料月額	職 級 号給 ( )			円		給料の調整額 円					
⑪ 新制度 適用日前日	平成18年3月31日		⑫ 新制度適用日前日までの勤続年月	19年6月							
⑬ 新制度 適用日前日 給料月額	行(一)職 (01) 6級 13号給			364,900円		給料の調整額 円					
⑭ 退職手当の調整額											
調整額の区分 及び当該月数	区分1(65,000円) 月		区分2(59,550円) 月		区分3(54,150円) 月		区分4(43,350円) 月				
(H8.4.1以後多い ものから60月)	区分5(32,500円) 60月		区分6(27,100円) 月		区分7(21,700円) 月		区分8( 0円) 月		合計月	60月	
⑮ 専従休職 期間 1/3除算期間 (子が1歳に 達した月まで) 1/2除算期間 ( )内に事由	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日				
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日				
	(病休)平成12年4月1日 ~平成13年3月31日		( ) 年 月 日		( ) 年 月 日		( ) 年 月 日				
⑯ 退職手当条例の適用を受けない 非常勤職員等であった期間	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日				
上記のとおり報告します。 令和6年4月1日 九州町長 町村太郎 印 鹿児島県市町村総合事務組合管理者 殿											

(備考)

- 1 退職事由には退職, 死亡, 解職, 失職及び刑事事件に関する起訴事実の有無を記入すること。
- 2 国・地方公共団体へ引き続き就職される場合は, その旨を退職事由欄に記入すること。
- 3 退職の区分(税法上)は, 所得税法施行令第10条第1項に規定する障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は「障害」とし, それ以外の場合は「一般」とすること。
- 4 ⑪~⑬の特定減額には, 特別特定減額を含む。

~~死亡による退職手当~~ 退職手当請求書

<del>退職</del> 当時の団体名	(フリガナ) 氏名	生年月日	
<b>九州町</b>	<small>カゴシマ</small> <b>鹿児島</b> <small>イチロウ</small> <b>一郎</b>	<b>昭和39年1月5日</b> 退職時 (60歳)	
現住所	<b>鹿児島郡鹿児島町鹿児島三丁目3-3</b>		
1月1日現在の住所	<b>九州郡九州町九州二丁目1-1</b>		
退職事由	<b>自己都合退職(定年扱い)</b>	退職の区分(税法上) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">一般</span> 障害	
就職年月日	<b>昭和61年4月1日</b>	退職年月日 <b>令和6年3月31日</b>	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">休職</span> ・停職・育休・ 専従休職の期間 (公務上の傷病による休職を除く。)	<b>平成12年4月1日</b> ~ <b>平成13年3月31日</b> 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日		
振込先金融機関	<b>九州</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行</span> <b>鹿児島</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店</span>	預金口座種目 <b>普通貯蓄</b>	振込額 <b>1. 全額</b> <b>2. 残額</b>
	<b>九州</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行</span> <b>鹿児島</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店</span>	No. <b>1 2 3 4</b>	
	<b>ゆうちょ</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行</span> <b>七九九</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店</span>	No. <b>4 3 2 1</b>	振込額 <b>15,000,000</b>
	<b>ゆうちょ</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行</span> <b>七九九</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店</span>	No. <b>4 3 2 1</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 給与改定による退職手当差額が生じた際は、①の口座への振込に同意します。(チェック欄)			
退職時の給与	給料月額	<b>01表 5級 87号給 391,600円</b>	
	扶養手当	円	
共済組合貸付金	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> ・無 (有の場合、未償還金の控除依頼文を添付してください。)		
<b>令和6年3月31日</b> 退職(死亡)したので、 <del>(死亡による)</del> 退職手当の請求をします。			
<b>令和6年4月1日</b>			
請求者氏名		フリガナ <b>カゴシマ イチロウ</b> <b>鹿児島 一郎</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	
職員との身分関係 (死亡による請求の場合)			
上記退職手当の請求については、その記載事項及び添付された書類が正当であることを証明する。			
<b>令和6年4月1日</b>			
<b>九州町 長</b>		<b>町村 太郎</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	
<b>鹿児島県市町村総合事務組合管理者 殿</b>			

(備考)

退職の区分(税法上)は、所得税法施行令第10条第1項に規定する障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は「障害」とし、それ以外の場合は「一般」とすること。

必ずチェックを  
入れること。

「個人番号については、給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない」

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書		退職所得申告書		※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		あなた受付印	
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号			現住所	〒899-0011 鹿児島郡鹿児島町鹿児島三丁目3-3			
	名称 (氏名)	鹿児島県市町村総合事務組合			氏名	鹿児島 一郎			
	法人番号 (個人番号)				個人番号				
					その年1月1日現在の住所	九州郡九州町九州二丁目1-1			

↓ここは記入しない。

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	年	
	② 退職の区分等	一般 [ ] 生活の 有・無 障害 [ ] 扶助	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日	年	
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑧ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日
			⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年
			⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
				市町村民税 (円)	道府県民税 (円)			
B	一般	・	・	・	・	・	一般	
B	特定役員	・	・	・	・	・	一般	
C	・	・	・	・	・	・	一般	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。  
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。  
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。



別記様式（第2条関係）

退職勧奨の記録

氏名	鹿兒島 三郎 (男・女)	生年月日	昭和40年6月2日  (58歳)
勤務課・職名	税務課・課長	採用年月日	平成4年4月1日
給料月額	401,000円 行政職6級52号給	退職年月日	令和6年3月31日
		勤続期間	32年0月
退職勧奨年月日	令和5年11月1日	職員の応諾年月日	令和5年12月1日
退職勧奨の理由	人事の刷新と行財政の効率的運用を図るため		
参考事項	〇〇町職員退職勧奨実施要綱第〇条第〇項		
作成者の職名・氏名及び印	係長 町村二郎 ㊟		

(市町村共済組合用)

令和6年4月1日

鹿児島県市町村総合事務組合管理者 殿

団体名 九州町

氏名 鹿児島 一郎 (印)

貸付金に係る未償還金の退職手当からの控除について (依頼)

私が鹿児島県市町村職員共済組合から借り受けている下記の貸付金等の未償還金については、貴組合から支給される退職手当から控除して、鹿児島県市町村職員共済組合に振り込んでくださるよう依頼します。

記

- 1 普通貸付 \_\_\_\_\_ 円
- 2 住宅貸付 \_\_\_\_\_ 円
- 3 物 資 \_\_\_\_\_ 円
- 4 その他 \_\_\_\_\_ 円

鹿児島県市町村総合事務組合 管理者 殿

## 在 職 証 明 書

下記の職員については、一般職の職員の退職手当に関する条例の適用を受けない非常勤職員等であった期間があることを証明します。

氏 名	(フリガナ) <b>カゴシマ イチロウ</b>
	<b>鹿児島 一郎</b>
生 年 月 日	<b>昭和39年 1 月 5 日</b>
現 住 所	〒 <b>890-0000</b>
	<b>鹿児島郡鹿児島町鹿児島三丁目 3 - 3</b>
非常勤職員等期間	<b>昭和60年 4 月 1 日</b> から <b>昭和61年 3 月 31 日</b> まで

(備考) 当該非常勤職員等期間は、税法上の勤続年数に通算します。

令和 6 年 4 月 1 日

九州町 長 (管理者)

町村 太郎

印

鹿児島県市町村総合事務組合 宛

### 職員異動連絡票

団体コード		担当者氏名
団体名		

記入例

職員番号 (異動元)	氏名	異動事由 (欄外参照)	異動先内容
123	鹿児島 太郎	B	団体名：鹿児島県市町村総合事務組合 職員番号：804-100 異動年月日：令和5年4月1日

○『異動事由』コード

「A」⇒同一市町村内で共済組合の異動（市町村職員共済組合⇔※公立学校共済組合）

「B」⇒負担金支払団体が同じ場合の所属団体異動

「C」⇒その他

※A コード：市町村職員共済組合から公立学校共済組合へ異動された方の職員番号は鹿児島県市町村総合事務組合で付けますので、未記入でお願いします。

